【ヒアリング要旨】 松原常務取締役に聞く

エコ関連事業について?

三協立山アルミ㈱をはじめとするグループ会社では、「プラメイクE」というエコ商品を開発し、販売しています。断熱や防音などの環境性能に優れていることから二重ガラスを使用した窓が注目を集めています。しかし、既存の住宅や施設などで、設置済みの窓枠を付け替えることは、コストや大規模な工事などが必要となります。「プラメイクE」は、既存の窓枠に簡単に低コストで取り付けることが可能な「後付樹脂内窓(二重窓)」です。当社では、この商品の材料となる枠及び障子材を生産しています。「プラメイクE」は、窓1ヶ所を約1時間でスピーディーに設置することが可能です。設置することで優れた断熱効果が得られ、冷暖房費を2割程度節約することが可能です。もちろんCO2の削減にも効果があり、2階建てのお宅であれば年間352㎏、杉の木の約25本分の吸収量に匹敵するCO2の排出を抑制することができます。



エコ活動について?

平成16年に当社では、IS014001を取得し、環境に配慮した事業活動を進めています。また、三協立山アルミをはじめグループ企業間で環境問題に対する情報共有や連携したエコ活動の取り組みを進めています。代表的なものでは、「環境配慮設計指針」をつくり、4つのコンセプト(省エネ、省資源、資源有効活用、環境保全)に基づき商品開発を進めています。こうした商品を「環境配慮商品」と呼んでいます。しかし、エコに配慮した活動には事業所単独では難しい面もあります。例えば、当社は福岡駅から距離があり、社員の通勤手段は車が中心です。また、工場も三交代制で操業していますので、公共交通が運行していない時間帯での社員の出退勤もあり、通勤手段としての公共交通の利用は大変難しい状況にあります。

社会貢献活動については?

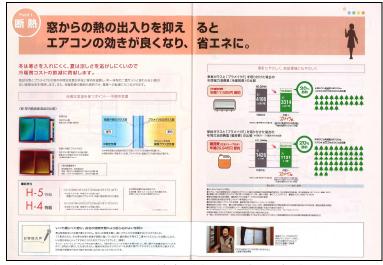
敷地は、工場立地法に基づく法定緑地のほかに、独自の緑地として芝生化した広場があります。この広場を地元の少年野球チームに開放し利用してもらっています。次世代育成などにつながればと考えています。

今後の福岡町のまちづくりについては?

環境性能に優れた商品やサービスを活用することでエコのまちづくりが福岡でも可能だと思います。当社が取り扱っている「プラメイクE」は、ご家庭や市役所などの公共施設でも設置可能ですから、例えば、こうしたエコ商品の活用を広げていくことで、地域全体のCO2の削減や省エネを進めることが出来ると思います。また、当社にはこうしたエコ関連商品のサンプルを展示していますし、生産工程を見学してもらうことも可能です。ただし、当社では材料生産のみ行っていますので、一般の方にエコ商品と理解していただくためには、当社以外の関連会社・工場などを回っていただいて見学等を行っていただくとご理解しやすくなると思います。こうしたエコ商品づくりに様々な企業や人間が関係していることも知っていただけると思います。



後付樹脂内窓「プラメイクE」



住宅等のリフォーム (内窓取付) により高い環境性能が確保

鉄道機器株式会社 富山工場

〒939-0116 高岡市福岡町下蓑 1151 電話番号 0766-64-3061

調査対応担当者 内潟 隆(総務課長)

平成22年9月10日、工場事務所にて聴取



【略歴等】大正3年創業	【代表者】横田 直樹 (取締役 工場長)
【資本金】7,500万円	【従業員数】82名
【事業概要】鉄道用分岐器類の設計・製造・販売	
【主要商品・サービス】鉄道分岐器類、伸縮継目、 接着絶縁 車止め、設計及び工事	レール、可動式横取り装置、中継レール、
【エコ関連事業】	
○ 伸縮継目 (騒音を軽減する)	
○ ポイント部省力化部品	
【社会貢献活動】	
○ IS09001	
【エコ活動】 ○ エコアクション 21	
【今後の高岡市並びに福岡町地域のまちづくり】	
○ 駅前に花壇があれば維持管理に協力することができる。	
○ 町のいろいろな行事に積極的に協力することができる。	

【ヒアリング要旨】 内潟総務課長に聞く

主力商品について (エコ関連製品について)

商品は、鉄道分岐機類を製作しています。ほとんどがレール等を使用した鉄製品のため役目を終わった製品は、ほとんどリサイクル可能です。

環境問題の一つとして騒音問題が考えられます。その解決策として各鉄道会社では、ロングレール化が取り込まれています。これは、レールの継目を少なくすることによって騒音を少なくする効果があります。レールの長さは通常1本25メートルでそれの継目をなくすように溶接します。一般的には約2Km位まで溶接し、継目のない1本のレールにし、その端に伸縮継目を取り付けます。伸縮継目の役目はレールの温度による伸び縮みを調整する装置です。またポイント部の部品においても省力化のものを随所につかっています。鉄道といえばエコな乗り物の代表的なもので、これもエコの取り組みの一環として言うことができるのではないでしょうか。



事業所で取り組んでいるエコ活動について

社会貢献的な取り組みとして平成 22 年 4 月にエコアクション 21 環境経営システム (「環境省」が制定) の認証・登録を取得いたしました。

環境方針や環境マニュアルを作成し、従業員全員が環境方針カードを携帯し環境に対する自覚、取り組みを行っています。エコアクション 21 に基づいて、エアコンの設定についても夏は 28℃、冬は 20℃に設定しています。またエコ対応の複写機を購入、再生紙等グリーン商品の購入等の活動を行っております。今後も新しい機器等を購入する際は、エコ対象商品を積極的に購入していきます。

地域社会との連携について

工場では、インターンシップ制度に関して積極的に協力をしています。

高校生については $2\sim3$ 日程度、大学生については 1 週間程度工場で実習をしてもらいます。さらに、地域社会とのつながりとして、従業員をごみ拾い等に協力させる体制もできております。

工場内のサークル活動について

サークル活動として、花壇を作っております。この活動を通して、環境やエコに対する関心を持つことができます。また、優秀作品については、表彰をしております。

今後の福岡町のまちづくりについて

たとえば町全体の取り組みとして、駅前に花壇があった場合には、弊社工場の場所が設定されれば草むしりをしたり、水かけ等の花壇の管理をすることなどの他、町のいろいろな行事に積極的に協力することができます。



工場内作業風景



PC まくらぎ用伸縮継目



サークル活動での花壇

ハリタ金属株式会社

〒939-0135 高岡市福岡町本領 1053-1 電話番号: 0766-64-3516 (代)

調査対応担当者 張田 真(代表取締役社長)

平成22年10月6日、本社応接室にて聴取



【略歴等】昭和35年6月創業		【代表者】張田 真(代表取締役)		
	【資本金】5,000万円	【従業員数】270名		
	【事業概要】産業・一般廃棄物の収集運搬・中間処理、鉄スク	ラップの破砕・選別(製鋼原料の回収)		

アルミスクラップの溶解再生 (アルミニ次合金製造)、自動車中古部品販売、家電・自動車・二輪車リサイクル

【主要商品・サービス】リサイクル製品 (鉄、非鉄金属、レアメタル等)

【エコ関連事業】

- 循環型社会形成推進基本法に即した全ての事業
- 主要な事業としては、①産業・一般廃棄物の収集運搬・中間処理、②鉄スクラップの破砕・選別(製鋼原料の回収)、③アルミスクラップの溶解再生(アルミニ次合金製造)、④自動車中古部品販売、⑤家電、自動車、二輪車リサイクル

【社会貢献活動】

- 学校や婦人会(県内・県外)、企業、団体協会等についても、見学・研修の受け入れを行っている。学習プログラムについては、学校向け、企業向け等資料・動画を用意している。資源の分別については、実際に目で見て体験することが重要。
- 高岡市の廃棄ダストから資源を取り出す活動を行っている。

【エコ活動】

- 運搬、リサイクル製造まですべてを二酸化炭素の数量に置き換えして、リサイクル量と質の向上による二酸化炭素排出削減 に取り組む。
- 環境保全企業の担い手として地域や地球との共生を大切にし、地球環境問題への重要性を認識し環境保全への取り組みを一層強固なものとして展開するため、「ISO14001」の認証を取得している。

【今後の高岡市並びに福岡町地域のまちづくり】

- 予算があれば、福岡町での電力の流れを供給側・需要側の両方から制御し、最適化できる送電網(スマートグリット)を行う。
- 一人ひとりの地道なエコ活動をし、一人当たりの家庭の消費電力を低くし、福岡町地域は人が違うということをアピールしてはどうか。
- 新幹線が開通するため、在来線を有効活用し、通勤通学の移動手段として、福岡駅周辺の見方の視点を変えて、扱っていく のはどうか。

【ヒアリング要旨】 張田社長に聞く

主力事業 (エコ活動) について?

当社は鉄スクラップ回収業としてスタートし、「リサイクル」「廃棄物処理」を企業テーマとして取り組んでまいりました。たとえば、自動車・家電等に代表される粗大廃棄物に対しては、再利用できるものは中古部品として取り外し、さらに、シュレッダープラントによる破砕・選別を通じ、鉄・アルミ・銅等の金属部分を回収、リサイクルしています。この自動車・家電等の破砕処理にはじまり、アルミニ次合金を製造するまでの各処理を一貫したシステムで行っています。地球規模の環境保全が強く求められている今、「リサイクル」「廃棄物処理」の果たす役割は重要度を増しています。また、2001年4月1日から施行された、家電リサイクル法に基づく事業にも協力しております。

今後のエコ関連事業の方向について?

2 年前にオープンした射水リサイクルセンターは、これまでは違った全く新しいリサイクル施設となっており、鉄やアルミ、非鉄金属に加え、今まで回収できなかった微細な貴金属・レアメタルも自動回収する最先端の施設です。また、二輪車リサイクルは、国内大手 4 社から指定を受けており、循環型社会形成推進基本法に基づいた自主取り組みに協力しております。また、ミックスメタルと呼ばれる、アルミ、銅、ステンレスなどの非鉄金属類とダストの混合物の中から、先進の重液選別装置によって、非鉄金属を分離・分類するラインがあります。中国の安い人件費に頼らない、国内で完結するリサイクルシステムを構築いたしました。



高岡市(福岡町地域)のエコ関連事業の先進性は?

当社は「再生資源の製造業者」、「新世代の新しい資源をつくるメーカーである」と考えており、資源を輸入に頼っている日本に、資源創造メーカーとして、資源開発の進め方など新しい提言を行っています。当社から生み出される鉄は非常に純度が高く、新しい再生鉄としてブランド化しつつあります。電気自動車の社会、スマートグリッドの社会になると、銅需要が見込まれますから、現在は、銅にも力を入れております。こうした日本や地域の将来像を念頭に、社会に必要とされる資源を提供することが求められています。例えば、基盤のリサイクルについては、金、銀、パラジウム、白金等のレアメタルを回収することができます。

社会貢献活動については?

1 つのものをつくるときに、原材料から製造エネルギーまでに必要となる二酸化炭素の総量をカウントする "カーボンフットプリント (炭素の足跡)" に取り組む企業も増えています。こうした取り組みを社会的にも拡大することが重要だと思います。例えば、当社の純度の高い鉄を使って自動車のボディをつくった場合と、外国から鉄鋼石を輸入して製鉄した場合では、 CO_2 の総量が全く違ってくるということです。国内で純度の高いものをつくり、社会へ戻していく活動が重要であり、食糧問題、水、エネルギー、自給自足が問われている社会に、このようなことを国内循環できるシステムづくりが大事だと思います。地域社会の中で、公の利益が最大となるような企業活動を技術開発に裏打ちされた地域社会のリサイクルの問題に活かしていきたいと考えます。

地域社会との連携について

家庭から出てくるものは、ごみではなく再生資源の原料なのだという意識を地元に理解してもらえるように発信していきたいと考えております。そのため、学校や婦人会(県内・県外)、企業、団体・協会等についても、見学・研修の受け入れを行っております。学習プログラムについては、学校向け、企業向け等資料・動画を用意しております。資源の分別については、実際に目で見ることで、シナジー効果が生まれるのではないかと考えております。

今後の福岡町のまちづくりについて

福岡町は、設備ではなく人が違うことをアピールするのはどうでしょうか。人口当たりの家庭の消費電力が全国的に見ても低かったとします。なぜなら、福岡町の人は、大人から子どもまで地道なエコ活動を行っているから、と言えるようになることが、基本だと思います。そのような取り組みを行ってから、太陽光などを取り入れるのがよいのではないでしょうか。新幹線が開通するため、在来線の活用が重要になると思います。通勤通学の移動手段として、福岡駅周辺の見方の視点を変えて、扱っていくのはどうでしょうか。



本社応接室でのヒアリング風景



基盤のリサイクル



基盤から回収したレアメタ

アルビスタピス店(アルビス株式会社)

〒939-0116 高岡市福岡町下蓑 385 電話番号: 0766-64-5810

調査対応担当者 本田 誠一 (チーフリーダー)、澤田 沢男 (タピス店長)

平成22年10月6日、タピス事務所にて聴取



【略歴等】平成2年12月設立	【代表者】大森 実(代表取締役社長)
【資本金】18億2932万2974円	【従業員数】60名
【事業概要】食品スーパーマーケット事業、食品製造事業等	
【主要商品・サービス】	

【エコ関連事業】

- 2年前からレジ袋有料化を行っている。マイバックとレジ袋の割合は、8 対 2 程度。レジ袋は 5 円で販売し、販売した収益金は、各自治体を通じて環境保護団体に寄付を行い、様々な環境保全活動に役立てられている。
- 回収ボックスコーナーを設け、トレー、牛乳パック、ペットボトル、発泡スチロール、ダンボール等の回収をしている。
- 地産地消コーナーを設置し、直売所のような形態で販売している。福岡町や近隣の農家約20軒と契約し、各農家が出荷野菜の値段を決めて陳列している。

【社会貢献活動】

- 地域からの働きかけがあれば、協力できる体制がある
- 中学校(14歳の挑戦)や小学校(社会科見学)との連携、学校給食の献立表の活用(店内掲示)

【エコ活動】

- 電気代の削減 (一定量を超えると電気がとまる仕組み)
- エアコン温度管理(お店は体感温度、バックヤードは完全に 28℃設定)店内を一律の温度設定にすると、冷蔵設備が過稼動し、逆に環境への負荷やコストが大きくなるため、店内は、お客様がご利用されるスペースとバックヤードや事務所の温度設定を別にするなど、店舗全体が効率的な状態になるよう工夫している。
- クールビズの取り組み (男性はネクタイ、女性は第一ボタンまではずせる)
- 新店舗については、床面にセラミックタイルや LED 照明等を使用している。
- 本社は CO₂を出さない電気自動車を導入して環境に配慮しているほか、取引業者の車両についてもアイドリングストップなどをお願いしている。

【今後の高岡市並びに福岡町地域のまちづくり】

- 福岡町の人口が増えていくようなまちづくり、店舗のリニューアルを考えている。地域に密着した商業施設として、今後も地域の方々に安心・快適にご利用いただける店づくりを考えている。
- 駅前開発等によって地域の人口増加や交流人口の増加があれば、ご利用者も増えると考えられ、こうしたまちづくりの取り組みも念頭に置いた、店舗づくりやエコの取り組みなどを続けていきたいと考えている。

【ヒアリング要旨】 本田チーフリーダー、澤田店長に聞く

アルビスタピス店について

従業員は約60名、福岡町地域の方が多く勤務されています。一日の来店者数は平均1,700人で、土日には2,000人を超えることもあります。季節や時間帯でもかなり来客数は異なります。固定のお客様は7~8割程度、開店当時と比較するとご高齢の方が増える傾向にあります。お客様は福岡町地域の方が中心ですが、マイカー時代となっているため、8号線を基準に旧高岡市から小矢部市に細長く商圏が取れております。利用者の8割はお車の利用で、バス、自転車、タクシーをご利用の方も見られます。

レジ袋の有料化については?

富山県内のスーパーマーケットではレジ袋の有料化が進み、今

ではマイバックの持参が当たり前という状態です。県内の有料化は2年前からですが、それ以前から、当社ではマイバックやマイバスケットの持参者にエコポイントをつける制度などを行っていました。現在、マイバックとレジ袋の割合は、8対2程度です。レジ袋は5円で販売しており、販売した収益金は各自治体を通じて環境保護団体に寄付を行い、様々な環境保全活動に役立てられています。

トレー等の回収の取り組みは?

当店では、食品トレー、牛乳パック、ペットボトル・キャップ、発泡スチロール、ダンボールの回収を行っております。基本的には当店で買い物をした商品を対象としたリサイクルですが、当社でお買い上げされていないものが持ち込まれても資源回収を行っています。専用ボックスを設置していますが、午前中で一杯になるなど相当な分量が持ち込まれます。回収資源については、本社でまとめて回収業者に渡します。ダンボールのみ若干お金になりますが、それ以外は、社会貢献として取り組んでおります。

地産地消コーナーの設置は?

10年以上前から、店舗の入口付近に地産地消コーナーを設けております。福岡町や近隣の農家約20軒と契約し、各農家が出荷野菜の値段を決めて陳列しています。直売所のような形態でしょうか。出荷商品は、午前中になくなってしまうときもあり、農家の方をご指名で購入される場合もあります。販売品目は、昔はきゅうり、トマト、ナスがほとんどでした。現在は、漬物や缶詰、梅干などの加工品もあります。

事業所として取り組んでいるエコ活動について

光熱費等の省エネに取り組んでいます。コスト削減の目的もありますが、近年は環境配慮型の取り組みが増えてきています。例えば、エアコンの設定は28℃が基本となりますが、店内を一律の温度設定にすると、冷蔵設備が過稼動し、逆に環境への負荷やコストが大きくなります。そのため店内は、お客様がご利用されるスペースとバックヤードや事務所の温度設定を別にするなど、店舗全体が効率的な状態になるよう工夫しています。また、当社が建設する新店舗については、床面にセラミックタイルやLED 照明等を使用しています。福岡店の改装・改築時には、こうした新たな設備の導入も検討していく予定です。また、本社は 00₂を出さない電気自動車を導入して環境に配慮しているほか、取引業者の車両についてもアイドリングストップなどをお願いしています。

地域社会との連携や福岡町地域のまちづくりについて

中学校と連携し、「14歳の挑戦」に協力しております。また、小学校の社会科見学に対応するなどの取り組みもしています。また、地域からの働きかけがあれば、協力できる体制は整っております。まちづくりについては、地域に密着した商業施設として、今後も地域の方々に安心・快適にご利用いただける店づくりを考えています。また、駅前開発等によって地域の人口増加や交流人口の増加があれば、タピスの利用者も増えます。こうしたまちづくりの取り組みも念頭に置きながら店づくりやエコの取り組みなどを続けていきたいと考えております。



マイバックのコーナー



トレーなどの回収BOXコーナー



地産地消コーナー

工 学校

高岡市立福岡小学校

〒939-0118 高岡市福岡町大野 15 電話番号 0766-64-3006

調査対応担当者 吉江 ひとみ (教頭)

平成22年9月9日、小学校会議室にて聴取



【略歴等】昭和40年創立、平成17年11月高岡市立福岡小学校となる。

【学校長】碓井 好彦

【児童・生徒数、教職員数等】児童数 700 名(平成 22 年 9 月 1 日現在)、職員数 60 名

【エコ及び環境教育の現状と課題】

- 総合的な学習の時間、社会、理科、家庭科
- 授業内容も増え、総合の時間が限られているため、やりたいことは沢山あるが、授業時数が足りないことが課題

【児童生徒・父母等のエコ活動の取組】

- 夏休みクリーン作戦
- バス停清掃、親子清掃、つくりもんまつり後の清掃

【学校(事業所)としてのエコ活動】

- 児童会活動 (アルミ缶回収・エコキャップ回収、記入ミスをした年賀状や古切手の回収)
- 生活指導(水の節水、電気節電等)
- 印刷用紙の裏紙の利用、プリンターインクカートリッジの回収
- エアコンが設置されているコンピュータ室、保健室、会議室、図書室の設定温度の管理

【家庭・社会との連携・協働】

- 地域社会の環境保全に対する取り組みを調べたり、環境保全に携わる関係者から指導を受けたりするなど、地域の協力を得て 環境の学習を進める。
- 家族で環境問題に取り組んだり、地域社会で行われる美化活動やリサイクル活動等に積極的に参加したりするなど、家庭や地域の人々と協力して環境を大切にしようとする実践的な態度を育てる。

【今後の高岡市並びに福岡町地域のまちづくり】

【ヒアリング要旨】 吉江教頭先生に聞く

環境教育の取り組みについては?

環境教育は、学年で区切られているわけではありません。中心となるのは、「総合的な学習の時間」ですが、他の教科も絡みながら教育活動を行っております。環境教育の本年度の重点目標は、昆虫などの生き物や植物を観察したり育てたりするなど、自然と触れ合うことにより、自然のすばらしさや生命の尊さを感じ取り、自然に対する感受性や自然を大切にする心を育てることと、教室や校庭、家庭、地域などの身近な環境をみつめ、体験的な学習を通して環境を守ろうとする態度を育てることです。「総合的な学習の時間」での3年生のテーマは、「福岡町のたからものを大切にしよう!」です。自分たちの住む福岡町の自然や人・文化・産業等について調べ、町のよさについて理解すること、つくりもんまつり等の行事に参加することを通して、伝統的なものへの愛着と誇りをもち、継承していこうとする気持ちを持つことをねらいとしています。



4年生のテーマは、「命をはぐくむ水」です。小矢部川の自然や歴史について学べ、「水」の大切さを知り、多くの「命」とのつながりを考えること、自分の課題をもって、進んで調べたり考えたりすることで、課題を解決することの楽しさを味わうことをねらいとしています。また、「とやま環境チャレンジ10」にも取り組んでいます。この取り組みは、県内の10歳の児童(小学校4年生)が、10種類の環境に関する目標を決めて、10週間続けて、家族とともに家庭での対策を実践・自己評価するという一連の取り組みを行うものです。

エコ活動の取り組みについて

学校や地域の緑化運動に取り組み、自然を大切にしていこうとする気持ちを持つために、「花とみどりの少年団」の活動を行っています。主な活動としては、「みどりの羽根共同募金」の募金活動、フラワーメイトを全校に募り、学校での草むしりや水やりなどの緑化活動を推進しています。日々の生活指導のなかでは、水の出しっぱなしはしない、電気はつけっぱなしにしない等行っています。エアコンについては、コンピュータ室、保健室、会議室、図書室に入っておりますが、通常エアコンはほとんど使用していません。

家庭や地域社会との連携協働について

たとえば、5年生だと、里芋やネギの栽培を福岡地域の農家の方に協力してもらい、実際に現地に行きその道のプロの方に教えていただいております。

環境教育を行う上での福岡小学校の特徴について

環境が十分整っていると思います。これだけの広い敷地と岸度川、小矢部川、さくら並木に囲まれているため、このような恵まれた環境はなかなかないと考えています。周りには、生き物、草花がたくさんありますので、全てのものが環境教育を行う教材として使用することができます。また、「なかよし広場」の中に木登りのできる木があります。高岡市だけの独自の取り組みとして「ものづくり・デザイン科」という教科があり、5・6 年生の授業の中で、菅栽培や菅を使った作品づくりを取り入れています。地域の産業にふれることができます。



「なかよし広場」 木登りのできる木



会議室内でのヒアリング風景



菅を使った作品づくり用の菅

高岡市立福岡中学校

〒939-0131 高岡市福岡町荒屋敷 350 電話番号 0766-64-3100

調査対応担当者 片境 俊二(教頭))

平成22年9月9日、中学校応接室にて聴取



【略歴等】昭和22年創立、平成17年の市町村合併で高岡市立福岡中学校となる。

【学校長】木村 勉

【児童・生徒数、教職員数等】生徒数 383 名(12 学級)、教職員数 35 名

【エコ及び環境教育の現状と課題】

- 社会科や家庭科などの授業でさまざまな環境教育を行っている。
- 学校教育では、さまざまな活動が環境教育に結び付いているのではないかと考えられる。

【児童生徒・父母等のエコ活動の取組】

- 生徒会活動として、アルミ缶等を回収
- エコキャップを回収し、ワクチンに変える取り組み
- PTAの活動として、夏休みに新聞紙等の資源回収

【学校(事業所)としてのエコ活動】

- エアコンの設定は26℃~28℃に設定
- クールビズに取り組んでいる。
- ミスプリについては、裏紙を使用
- 空き教室は電気を消す取り組み
- ごみの分別

【家庭・社会との連携・協働】

○「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」の取り組みとして、2年生が地域の事業所で職業体験をする。

【今後の高岡市並びに福岡町地域のまちづくり】

【ヒアリング要旨】 片境教頭先生に聞く

環境教育の取り組みについて

学校教育の中で、さまざまなことが環境教育に結び付いていると思います。例えば、社会科 の授業では、消費者の立場として、環境に優しい商品について授業で扱います。環境に優しい 商品とは、エコマークがついているもの等です。エコマークの意味や、このような商品のもつ 社会的役割について考えます。また、3年生の公民の授業で環境家計簿を使用して、自分が使っ ている資源エネルギーがどれだけの二酸化炭素を排出しているのかを調べ、環境に対する関心 を高めたり、環境を守っていくような態度を養ったりというようなことを社会科では行ってお ります。授業時数は限られているので、実際に家庭で実践していることを発表することまでは できていません。家庭科の授業では、消費者の立場から、エコに関する商品の紹介等をしてい ます。



さらに、給食の担当で地産地消の掲示物を作成し、「福岡町地域でとれた作物について」の コーナーで紹介しています。道徳の授業では、自然に対する自然愛という項目で、自然の大切さや、自然の偉大さの心をはぐくむ 授業を行っています。

家庭・地域社会との連携について

富山県が行っている「社会に学ぶ『14歳の挑戦』があります。中学2年生が、学校外で職場体験学習に取り組むことにより、規 範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考えることを、ねらいとしています。

具体的な内容としては、一週間、学校を離れ、地域の人々の指導・援助を受けながら、職場体験活動やボランティア活動等に取 り組みます。この間、生徒は家庭から直接それぞれの30か所程度の事業所(ハリタ金属、三共化成等)に通います。その中で、社 会の中で環境について取り組まれているエコ活動等を学ぶ機会になっています。

今後の福岡町のまちづくりについて活用できる施設等について?

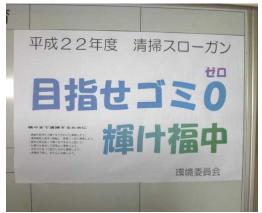
福岡町地域は、非常に公共施設が多いと考えています。太陽光パネルや風力発電のような施設が身近にあり、それらを紹介でき る機会があれば、生徒にとっても、身近な存在として環境問題を考えるきっかけになるのではないかと思います。



応接室内ヒアリング風景



地産地消マップ



福岡中学校環境委員会「清掃スローガン」



ペットボトルのフタ回収 BOX



残飯0週間 実施結果表

富山県立福岡高等学校

〒939-0127 高岡市福岡町上蓑 561 番地 電話番号 0766-64-5275

調査対応担当者 清水 稔 (校長)、宮村 律子 (教頭)、 平野 伸治(事務部長)

平成22年9月9日、高等学校校長室にて聴取



「吹床	[空]	印えまロ	58	年創立

【学校長】清水 稔

【児童・生徒数、教職員数等】生徒数 357 名 (9 クラス)、教職員数 44 名

【エコ及び環境教育の現状と課題】

○ エコ教育を目的として具体的に行っている授業はないが、何かの授業のなかで話をすることはある。

【児童生徒・父母等のエコ活動の取組】

○ 通学路の清掃ボランティア1、2年6クラスが4、5、6、7、9、10月に行っている(生徒会の伝統行事)

【学校(事業所)としてのエコ活動】

- ごみの分別回収
- 照明をこまめに消す (トイレや階段は、自動センサー)
- ペーパーレス化を進めている
- エアコンは事務室で教室ごとにシステム管理している
- \bigcirc 機械警備を行っており、7時で完全に退勤する

【家庭・社会との連携・協働】

【今後の高岡市並びに福岡町地域のまちづくり】

【ヒアリング要旨】 清水校長先生、宮村教頭先生、平野事務部長に聞く

福岡ならではの地域資源はなんですか

鯉が有名であることと、その水は地下水を利用していることです。福 岡町は、地下水が非常に豊富です。

エコ教育等での取り組みについて

エコ教育としての授業は行っておりませんが、何かの授業の中で話を することはあります。また、キャリア教育を行っています。「職業人が 語る会」講座があり、子どもたちに、将来の進路や職業観を知るために、 実際に働いておられる方に来ていただいて、職業の中身であるとか、ど のようにして職業に就くために努力すればよいのかを話していただき ます。講師の方は、①公務員系、②民間事業系、③教育系、④社会福祉 系、⑤医療系等に分かれています。その中の民間事業系として、都市計 画・環境調査・文化提案というようなことに携わっている方に、お話を いただく機会がありました。この授業は、PTAの取り組みとして行っ ております。保護者と先生方が協力して行っております。このように、実際に職業についている方のお話を聞くことによって、環 境の分野に進もうと考える学生がいることも考えられます。



地域とのつながりについて

芸術や文化についてのつながりがとても多いと思います。福岡町地域は芸術文化が非常に盛んな地域です。雅楽や能を地域の方 に来ていただいて教えていただいています。特に深いつながりについては、クラブ活動について、地域の方に教えに来ていただい たことがあることです。

科学部の取り組みについて

福岡町地域の地下水は非常に硬度が高いことが知られています。この水質について、科学部で調査を行いまして、これが、県の 環境教育の事業として奨励されることになりました。県から予算がおり備品等準備できました。

研究内容としては、逆浸透膜を利用し、福岡町地域の硬度の高い水の硬度を下げるという試みを行いました。硬度が高い水は、や かんに白いものが付着してしまう等の現象が起きます。これを何とか硬度を下げれば、白い付着物が付かないため、洗剤等の使用 を減らすことができ、環境にやさしいものとなります。逆浸透膜は高価なため、学校で簡単に作る方法の研究をしました。現在は、 牛乳パックが有効であることがわかりました。

事業所としてのエコの取り組みについて

ごみの分別等の行っており、ペーパーレス化を行っている。また、パソコンのグループウェアを利用して、紙を使用せずに回覧 等ができるシステムを利用している。

福岡高校のエコ関連設備は

エアコンについては、各教室ごとに時間設定と温度設定をシステムで管理することによって、電気の無駄を省くことができる設 備があります。また、少しわかりづらいですが、ソーラーを使用した時計が校舎敷地内にあります。



ソーラーを使用した時計



不燃物回収 BOX



資源ごみ早見表

オ その他

ミュゼ ふくおか カメラ館

〒939-0177 高岡市福岡町福岡新 559 電話番号 0766-64-0550

調査担当者 金山 嘉宏(館長)

平成22年9月10日、カメラ館事務室にて聴取



【略歴等】平成 12 年開館

【代表者】金山 嘉宏 (館長)

【職 員】

【活動理念・目的】カメラや写真、映像などカメラ関連の総合的な知見・理解・情報を提供し、新しい文化の創造と発展を目指す

【まちづくり活動の現状】

- 鉄筋コンクリート造 (2 階建) で、多目的ホール (106.91 ㎡)、展示室 (229.2 ㎡)、企画展示室 (67.7 ㎡)、催事場 (86.3 ㎡)、研修室 (51.3 ㎡)、事務室 (48.5 ㎡) を有する。
- 観覧時間は午前9時~午後5時、休館日は年末年始及び月曜日(祝日を除く)、入館料は、大人300円、高・大学生200円、小・中学生100円。夏休み期間中は小中高校生に無料開放。
- 展示会は、企画展3回、公募展1回、愛好家の展示会1回。平成21年度は、①第55回ニッコールフォトコンテスト写真展、 ②秋の特別企画写真展 星野道夫写真展 星のような物語、③第8回岩合光昭賞ネイチャーフォトコンテスト写真展、④入江泰吉写真展、⑤高砂淳二写真展、⑥第7回ジュニアフォトコンテスト写真展、⑦第3回 高岡市写真愛好家作品展。
- 来場者は年間約1.5万人。県内7割、県外3割。東京等からの来場者もあり。来館目的は、企画展の鑑賞が多い。また、安藤 忠雄建築の愛好家も来館。今後は名古屋からの集客についても検討。
- アウトリーチ型活動として、Uホールの生涯学習講座「カメラ教室」(10回講座、15名程度の受講生、過去2ヵ年実施)、福岡小学校の講演(講師)等に対応。また、ミュージアムペーパーとして「カメラ館だより」を企画展毎に発行し、館周辺の80世帯・店舗等に配布。
- 地域社会との協働面では、カメラ館前の道路を"カメラ館通り"と名称化し、近年、定着化 (メディア等でも取り上げられる)。 つくりもの祭では、カメラ館の正面玄関を屋外展示として開放

【エコ活動の現状】

- 企画展のなかで自然や環境をテーマとして展示会を開催。自然・環境テーマ(自然、動物、宇宙等)は人気のある展示の一つ。
- ハードとしてのカメラ館は安藤建築としての存在感はあるが、エコや写真展示に配慮した形には必ずしもなっていない

【まちづくり活動・エコ活動に関する課題等】

- 地域社会(福岡地区)からのカメラ館を活用する事業提案や依頼が少ない
- 中心地区に回遊性が乏しい。このため、カメラ館の来場者が他の地域資源を回っていない。
- 観光客等の交流人口の増大に向けた地域の魅力づくりや情報発信力の強化

【今後の高岡市並びに福岡町地域のまちづくり】

- 福岡駅における情報発信機能の充実(駅を降りた来訪者が福岡の魅力を体感できるようにする)
- 菅の新たな活用(菅をテーマにしたイベント [スゲーサミット等]、菅笠に変わる新しい菅商品開発等 [日除けシート等])
- 福岡の5つの館巡り(カメラ館、雅楽の館、菅笠の館等)

【ヒアリング要旨】 金山館長に聞く

カメラ館と地域社会の関係は?

館長に就任後、地域社会との関係を強くしていくことに尽力しています。企画展ごとに「カメラ館だより」を作成して、館周辺の世帯、店舗に配布していることもこうした活動の一環です。また、Uホールで行われている生涯学習事業で「写真教室」の講座を引き受けたり、福岡小学校へ講師で出向いたりなど、地域社会からの要請には可能な限り対応するよう努力しています。つくりもんまつりでは、正面玄関に屋外展示などを行っています。こうした取り組みにより、地域社会との関係は強化されてきていると思います。しかし、地域の住民の皆さんから、もっと自主的、積極的にカメラ館を活用するご提案もいただきたいと考えています。

まちづくりにおけるカメラ館の活用については?

カメラ館の来場者は、企画展をはじめ写真芸術の鑑賞を目的と した方が多くなっています。また、カメラ館は著名な安藤忠雄さ んの設計ということで、建築系の学生さんなど建築や景観に興味



のある方も足を運んでくださっています。今後は、もっと多くの一般の観光客や高岡市民にも足を運んでいただきたいと考えています。このためには、福岡を訪れる交流人口を増やすことが重要です。市の中心地区の文化芸術施設(美術館・博物館)との連携を図ることや、福岡町地域に立地する他の施設との連携強化などを考えてはどうでしょうか。例えば、福岡に立地する館巡り(カメラ館、雅楽の館、菅笠の館等)等を提案すれば、観光客が地域を回遊し、福岡の魅力を体感してもらえるのではないでしょうか。また、まちづくりのなかで次世代育成も重要です。福岡の子どもたちがカメラ館で素晴らしい写真芸術に出会うことで、10年後、20年後には写真芸術に関係する優れた人材を地域からは輩出することも可能だと考えています。現在、若い才能を発掘する取り組みとしてジュニアフォトコンテストを実施し、今年で10回目を迎えます。この他にも、地元の学校にもっと写真芸術活動を根付かせるなど、カメラ館の果たす役割はいろいろあると考えています。

まちづくりを進めるうえでの課題は?

越中人気質からくる福岡の人々の謙虚さが、福岡の魅力や個性を外部に発信する力を弱くしているのではないでしょうか。例えば、福岡の玄関であるJR福岡駅では、観光客の方が知りたい地域の魅力や情報をもっと有効にお伝えする方法があるのではないでしょうか。また、カメラ館では、地域活性化に貢献したいと考える一方で、カメラ館の来場者からは文化芸術施設としての現在のクオリティや雰囲気を守ってほしいという意見も強く寄せられます。こうした要望があるため、クラッシクカメラや写真芸術をじっくりと鑑賞できる節度ある運営を進めていく必要もあります。このため、地域からのご要望に対してすべて対応することは難しい一面もあり、まちづくりを関係者の間で連携して進める必要があります。

エコのまちづくりについては?

企画展のなかでも環境や自然をテーマとした写真芸術は人気があり、来場者に大きな感動を与えています。テレビなどのメディアとは異なり、一枚一枚の写真に向き合い、被写体となった自然について鑑賞者がじっくりと考える機会を提供できると考えています。また、デジタルカメラの普及などにより、人と写真の距離は近くなっています。まちづくりやエコ活動でも、写真撮影を通じて、地域の魅力発見や自然観察などに取り組むなど、まちづくりやエコ活動のなかで、写真芸術や写真技術を活用する方法は多様に存在しています。

福岡リサイクルセンター

〒939-0125 高岡市福岡町矢部 784 電話番号 0766-64-4220

調査担当者 野口 正男

平成22年9月10日、管理棟事務室にて聴取



「吸展学】	亚出 14 年驰去
【哈尬寺】	平成 14 年設立

【代表者】高岡市長

【職 員】2名

【活動理念・目的】ごみ処理

【まちづくり活動の現状】

- ○施設処理能力
- ・スチール缶 0.23t/日 (5 時間)、アルミ缶 0.18t/日 (5 時間)、ペットボトル 0.15t/日 (5 時間)

その他紙製容器包装 0.51t/日 (5 時間)、その他プラ容器包装 1.16/日 (5 時間)

- ○エアコン設定温度(市の規定による)
- ○節水の取り組み
- ○電気の節電

【エコ活動の現状】

○家庭系ごみの種類と出し方(福岡区域)を配布(福岡町地域)

【まちづくり活動・エコ活動に関する課題等】

○ 異物の混入や汚れている場合、リサイクルレベルの低下やリサイクル製品を廃棄処分することがある。分別や洗浄をきちんとしてほしい。

【今後の高岡市並びに福岡町地域のまちづくり】

○ごみの処理方法が、旧高岡市と旧福岡町とで異なっている問題をどう解決していくかが課題

【ヒアリング要旨】 野口さんに聞く

福岡リサイクルセンターの事業について

ここでリサイクルされているものは、市内の一般家庭から排出された資源 ごみです。容器包装リサイクル法の施行によって、紙箱・包装紙やプラスチッ ク製容器包装を分別回収することとなり、それらと併せて、缶・びん・ペッ トボトルの中間処理施設として、平成14年4月から稼働しています。市町村 合併もありましたが、旧福岡町と旧高岡市における分別、処理方式の違いに よって、現在も福岡町地域で排出される資源ごみを回収し、中間処理してい ます。ここで中間処理された紙箱・包装紙やプラスチック製容器包装、ペッ トボトル等は、(財)日本容器包装リサイクル協会へ搬入され、全国の資源化 施設において再生・資源化されています。また、アルミ缶やスチール缶といっ たものは、市内及び近隣の民間企業において資源化されています。プラスチッ ク製容器包装は、つい数年前まで焼却処理されていましたが、今では高岡市 全体で約 1,000 トンが資源化されており、環境負荷の低減と循環型社会の構



築に向け、取り組んでいるところであります。今後、資源化の技術革新によって、更に優れたリサイクル技術が開発されることを 期待しております。

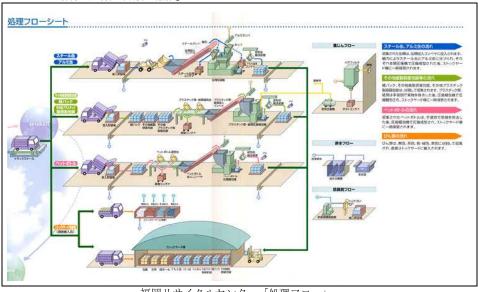
ごみ処理に関する課題について

市民の協力を得ながら分別に取組んでいますが、まれに、異物が混じっていることや、汚れが付着したままの資源物を見かけま す。発見時には除去することとしていますが、気付かず資源化ルートに排出された際には、リサイクルのレベルが低下したり、最 悪の場合には廃棄することもあります。

集積場に出される前に、ご家庭で異物等が混入していないか、もう一度確認をお願いします。



工場棟内風景「缶類圧縮機



福岡リサイクルセンター「処理フロー」

福岡防災ステーション

〒939-0192 高岡市福岡町土屋 20 電話番号 0766-64-0770

調査担当者 高田 和行(国土交通省 北陸地方整備局 富山河川国道事務所 調査第一課 水防調整係長)



平成22年9月10日、富山河川国道事務所内にて聴取	A的意味やメ 1.994 元五年398年に4月0 田内書祭刊 1.904 上巻 福田町上寺上り福田弥田ステーションをのぞむ
【略歴等】平成 14 年設立	
【代表者】	
【職 員】1名	
【活動理念・目的】災害が発生した際の地域防災拠点	
【まちづくり活動の現状】	
○展示室や多目的研修室の公開	
【エコ活動の現状】 ○自然エネルギーの利用 (太陽光パネル)	
○小矢部川を取り巻く歴史や自然環境を総合的に学習することができる	
C 1) (III) C C C C C C C C C C C C C C C C C	
【まちづくり活動・エコ活動に関する課題等】	
「今後の言図主並がに短図町地域のまたべき以	
【今後の高岡市並びに福岡町地域のまちづくり】	

【ヒアリング要旨】 高田係長に聞く

福岡防災ステーションについて

「福岡防災ステーション」は危機管理に対応した地域防災拠点で、防災情報の収集・発信、水防活動や緊急復旧等を円滑に行うため、河川管理者(国土交通省)、水防管理者(旧福岡町)、富山・福岡ヘリポート(第三セクター)が一体となって、平成9年度より整備してきたものです。緊急時には総合防災の最前線基地として活用され、平常時には一般に開放することにより水辺の総合学習や地域交流の場として利用することができます。

本施設導入の目的について

本施設は、河川情報を広く市民にPRするとともに、福岡町地域の防災センターとして機能することを目的とし、国土交通省と旧福岡町により設置・供用しています。この河川情報は、国土交通省が高岡市へ提供している河川端末・監視カメラ・警備受信機等により行われております。したがって、本施設は、福岡町地域における河川監視をするうえで、重要な役割を担っており、ここへの安定した電力の確保は不可欠であるといえます。



環境対策と本施設の導入効果について

環境対策として、自然エネルギーの利用は、世界的な重要課題であり、本施設においても以下の点で太陽光発電設備の導入効果があるといえます。

- ① 自然エネルギーにより電力使用量を低減
- ② 無尽蔵なエネルギーの利用により化石燃料が不要
- ③ ライフライン遮断時の電力確保が可能
- ④ 市民へ環境対策施設としてPR
- ⑤ 教育施設としての活用

このようなことから、災害等による停電時において、本施設への電力の安定供給を実現するため、燃料を必要とする通常の非常 用発電装置の代替品として、自然エネルギーの中でも安定性の高い太陽光発電設備を採用することにしました。さらに、非常時へ の対応策として、蓄電池設備を組み合わせた複合型バックアップ施設としました。

水辺の総合学習や地域交流の場として

○福岡町楽創ワークショップ

「楽創ワークショップ」は、住民の皆さんが河川の活用と地域づくりについて、楽しく地域を創るための意見を出しあい、小矢部 川流域の活性化を目指しています。

○小矢部川の歴史・自然環境を学ぶ

小矢部川流域で使われていた古い道具や生活用品を展示するほか、川に住む四季折々の生物や植物なども写真や模型を使って紹介 しており、小矢部川を取り巻く歴史や自然環境を総合的に学習することができます。

○災害用機器の紹介

排水ポンプ車格納庫には、緊急時に出動する排水ポンプ車や照明車などの災害用機器が格納されています。地域の安全を担う施設をもっと身近に感じてもらうため、現場見学会などを通じて紹介しています。

小矢部川を学ぶ会との連携について

小矢部川を学ぶ会の皆さんが四半期に一回程度、展示室や多目的研修室を利用されています。



屋上「太陽光パネル」



2F 展望テラス



防災センター概観

第5章	先進地域におけるエコ環境づくりの取組

第5章 先進地域におけるエコ環境づくりの取組

1 エコ環境づくりの動向

(1) 地球温暖化に対する国際社会のこれまでの歩み

気候変動枠組条約に基づき 1997 年の気候変動枠組条約第 3 回締約国会議 (COP3) で採択された京都議定書では、温室効果ガス排出量を削減する国際的な取組は、まず先進国から始めることとして、京都議定書第一約束期間 (2008~2012 年) 中の先進国の温室効果ガス削減の数値目標を決めている。 2008 年に開催された G8 北海道洞爺湖サミットでは、2050 年までに世界全体の温室効果ガス排出量の少なくとも半減を達成する目標を気候変動枠組条約の全締約国と共有し採択することを求めることについて G8 間で共通理解が持たれた。そして 2009 年 7 月に開催された G8 イタリア・サミットで世界全体の排出量を 2050 年までに少なくとも半減することを再確認するとともに、この一部として先進国全体で 80%以上削減することや、気温上昇を 2℃以下に抑えるべきとの科学的知見への認識について、G8 間で合意が得られた。

その後、わが国としては、2009 年 9 月にニューヨーク国連本部で開催された国連気候変動首脳級会合において、鳩山内閣総理大臣より、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とした上で、わが国の中期目標として、地球温暖化を止めるための科学が要求する水準に基づくものとして、2020 年までに 1990 年比 25%削減を目指すものとする演説を行った。また、2009 年(平成 21 年)11 月に日米両国首脳の間で発表された「気候変動交渉に関する日米共同メッセージ」において、2050 年までに自国の排出量を 80%削減することを目指すとともに、同年までに世界全体の排出量を半減するとの目標を支持することを両国で合意した。

(2) 生物多様性国家戦略

平成4年に採択された生物多様性条約では、締約国は生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国家的な戦略を作成することとされている。日本は、平成5年に同条約を締結し、これまで、三次にわたり、同条約に基づく生物多様性国家戦略を策定してきた。

図表5-1 生物多様性の回復イメージ 良い 生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとする 生物多様性の損失を 止めるために2020年 までに行う行動 生物多様性の状態 2050年 中長期目標 2020年 短期目標 100年後 国土のグランドデザイン 2010年 現状 くわが国の生物多様性の状態は 100年先を見据えた生物多様性 2020 2030 2040 2050 2060 2070 2080 2090 2100 2110(年) 資料:生物多様性国家戦略 2010 パンフレット「いのちは支えあう」

平成 20 年6月に生物多様性基

本法が施行され、生物多様性国家戦略の策定が国の義務として規定された。平成 22 年 3 月、生物多様性基本法に基づく最初の生物多様性国家戦略となる「生物多様性国家戦略 2010」(以下「戦略 2010」という。) を閣議決定した。

戦略 2010 では、中長期目標と短期目標年を明示した総合的・段階的な目標の設定を行った。これ

らの目標は、平成 22 年 10 月に愛知県名古屋市で開催された、生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) の開催国・議長国として、国際社会に対して自らが率先して取り組む姿勢を明示したものである。

図表5-2 生物多様性国家戦略 2010 の概要



資料:生物多様性国家戦略 2010 パンフレット「いのちは支えあう」

(3) 環境基本法及び計画の展開

環境基本法は、日本の環境施策の基本法として 1993 年に公布・施行された。環境保全についての 基本理念や、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策の基本 事項を定めている。それにより、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来 の国民の健康で文化的な生活確保への寄与と人類の福祉に貢献することを目的としている。基本理念 として、①環境の恵沢の享受と継承、②環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、③国際的 協調による地球環境保全の積極的推進、以上の三つがあげられている。

環境基本法によって、日本の環境関連法の体系が整備され、制定後、多くのリサイクル関連法やグリーン購入法が制定された。1994年12月、環境基本法に基づき、環境基本計画が策定された。これは、政府が定める環境保全に関する基本的な計画であり、5年程度を目処に見直しを行うこととされ、現在、第三次環境基本計画に入っている。

図表5-3 環境基本計画の推移

環境基本計画の推移 「環境基本計画は環境基本法に基づき政府が定める環境の保全に関する基本的な計画であり、5年後程度を目途に見直しを行うこととされている。 第一次環境基本計画(平成6年) 「環境政策の理念【循環】【共生】【参加】【国際的取組】 「環境政策のリストアップと体系化



- □ 11項目の戦略プログラムの設定による、重点課題の明確化と実効性の確保
- □ 環境政策の指針【汚染者負担の原則】【環境効率性】【予防的な方策】【環境リスク】
- □ あらゆる場面への環境配慮の織り込み

第三次環境基本計画(平成18年4月7日) - 環境から拓く新たなゆたかさへの道ー

- □ テーマは「環境・経済・社会の統合的向上」
- □ 2050年を見据えた超長期ビジョンの策定を提示
- □ 可能な限り定量的な目標・指標による進行管理
- □ 市民、企業など各主体へのメッセージの明確化

資料:環境省環境基本計画「概要版」より抜粋

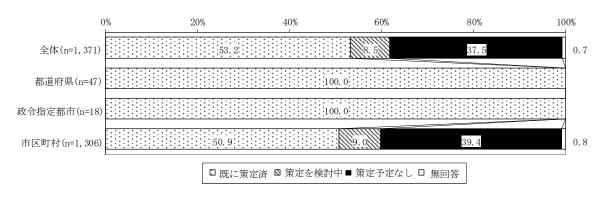
2 市町村におけるエコ環境づくりの取組

環境省総合環境政策局では、地方公共団体の環境保全に関する取組状況等について、平成 13 年度、 平成 15 年度、平成 18 年度、平成 19 年度、平成 20 年度に調査を実施している。

(1) 環境施策の基本となる条例及び計画

ア 環興施策の基本となる条例の策定状況

条例を既に策定している自治体は、都道府県、政令指定都市が100%、市区町村は50.9%にとどまる。市区町村は、「策定を予定なし」は39.4%と約4割を占める。

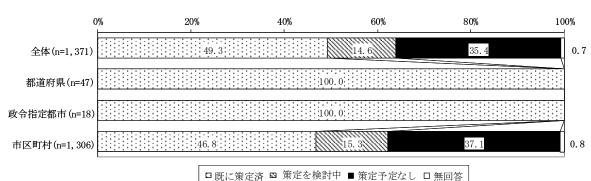


図表5-4 環境施策の基本となる条例の策定状況(基本属性別)

資料:環境省「環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査」(平成21年度)

イ 環境施策の基本となる計画の策定状況

計画を既に策定している自治体は、都道府県、政令指定都市が100%、市区町村は46.8%にとどまる。市区町村は、「策定を検討中」が15.3%、「策定予定なし」は37.1%と約4割を占める。

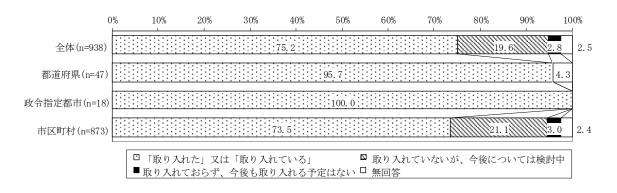


図表5-5 環境施策の基本となる計画の策定状況(基本属性別)

ウ 条例及び計画の策定にあたり住民等からの意見取入の実施状況

住民等からの意見を「取り入れた又は取り入れている」自治体は、都道府県が95.7%、政令指定都市は100%、市区町村は73.5%、全体では75.2%である。市区町村においては、「取り入れていないが、今後については検討中」が21.1%である。

図表5-6 環境施策の基本となる条例及び計画の策定に当たり住民等からの意見取入の実施状況(基本属性別)

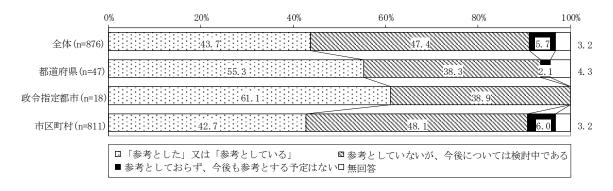


資料:環境省「環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査」(平成21年度)

エ 環境施策の基本となる計画の策定に関連する基本計画の参考状況

関連する基本計画を参考にしているか否かについては、「参考とした又は参考としている」自治体は、都道府県が55.3%、政令指定都市は61.1%、市区町村は42.7%、全体では43.7%である。「参考としていないが、今後については検討中である」自治体は、都道府県が38.8%、政令指定都市は38.9%、市区町村は48.1%、全体では47.4%である。

図表5-7 環境施策の基本となる計画の策定に関連する基本計画の参考状況(基本属性別)



オ 環境施策の基本となる計画の事業者や住民等への普及・啓発活動の実施状況

事業者や住民等への普及・啓発活動を「実施した又は実施している」自治体は、都道府県が97.9%、 政令指定都市は100%、市区町村は65.2%、全体では67.7%である。市区町村においては、「実施して いないが、今後については検討中である」が29.7%である。

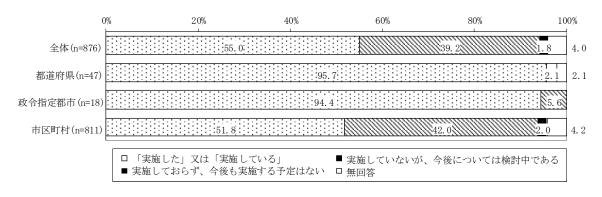
40% 60% 100% 0% 20% 80% 全体(n=876) 67. 7: ::: 3. 3 97. 9 都道府県(n=47) 2.1 政令指定都市(n=18) 市区町村(n=811) 65.2 3. 5 □「実施した」又は「実施している」 ▶実施していないが、今後については検討中である ■実施しておらず、今後も実施する予定はない □無回答

図表5-8 環境施策の基本となる計画の事業者や住民等への普及・啓発活動の実施状況(基本属性別)

資料:環境省「環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査」(平成21年度)

カ 環境施策の基本となる計画の事業者や住民等への普及・啓発活動の実施状況

実施状況の点検を「実施した又は実施している」自治体は、都道府県が95.7%、政令指定都市は94.4%、 市区町村は51.8%、全体では55.0%である。市区町村においては、「実施していないが、今後について は検討中である」が42.0%である。



図表5-9 環境施策の基本となる計画に基づく施策の実施状況の点検(基本属性別)

(2) 環境施策の実施状況

ア 環境施策の実施状況

環境施策に関する 42 項目の取組について、実施状況をみると、「政令指定都市」は、16 項目で、 すべて又は一部実施している割合が9割を超える。「市区町村」では、9割を超える関連項目は皆無 であり、地域差がうかがえる。

図表5-10 環境施策の実施状況(政令指定都市)

中央							(%)
おいき 16.7 11.1 38.9 0.0 11.1 27.8 11.1 38.9 0.0 11.1 27.8 11.1 38.9 0.0 11.1 5.6 5.	項目	べて実施してい	要な施策は一部実施して	いが、検討中のものはあ要な施策を何も実施して	検討中のものもない施策を何も実施して	必要な状況にな	口
指注環境の保全と 11.1	地球温暖化対策	55. 6	44. 4	0.0	0.0	0.0	0.0
森林の保全と持続可能公経管の推進 有害大気汚染物質への対策 44.4 65.6 0.0 11.1 5.6 5.6 有害大気汚染物質への対策 44.4 65.6 0.0 0.0 0.0 0.0 歴史対策 72.2 27.8 0.0 0.0 0.0 0.0 北市におけるヒートアイランド対策 11.1 66.7 7.0 0.0 11.1 11.1 0.0 北密対策のでの環境保全と社全な水循環の構築に向けた計画の策定 44.4 44.4 0.0 5.6 5.6 0.0 土室規境の保全に係る取組 50.0 44.4 40.0 0.0 5.6 0.0 土室環境の保全 55.6 38.9 0.0 0.0 5.6 0.0 土室環境の保全 52.2 38.9 0.0 0.0 5.6 0.0 地産環境の保全 22.2 38.9 0.0 0.0 38.9 0.0 植療薬療物の原のになるびりデルスを図るとめるの施設業備の推進 38.9 61.1 0.0 0.0 0.0 植療変験のの国な及びりザインの作権連 44.4 55.6 0.0 0.0 0.0 0.0 体療療験のの直な及野境中の残産気を敷しの化産生機 38.9 65.6 0.0 0.0 0.0 0.0 <td< td=""><td>オゾン層保護対策</td><td>16. 7</td><td>61. 1</td><td>5. 6</td><td>5. 6</td><td>11. 1</td><td>0.0</td></td<>	オゾン層保護対策	16. 7	61. 1	5. 6	5. 6	11. 1	0.0
福音・放動対策	海洋環境の保全	11.1	38. 9	0.0	11. 1	27.8	11.1
経音・振動対策		27.8	50.0	0.0	11. 1	5. 6	5.6
悪臭対策			55. 6	0.0	0.0	0.0	0.0
部市におけるヒートアイランド対策				0.0	0.0	0.0	0.0
光音対策		72. 2	27.8	0.0	0.0	0.0	0.0
流域での環境保全上健全な水循環の構築に向けた計画の策定	1 4 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7			1			
上記以外の水環境の保全に係る取組 50.0 44.4 0.0 0.0 5.6 0.0 上策環境の保全 55.6 38.9 0.0 0.0 5.6 0.0 0.0 監察環境の保全 22.2 38.9 0.0 0.0 38.9 0.0 0.0 38.9 0.0 0.0 38.9 0.0 0.0 38.9 0.0 0.0 38.9 0.0 0.0 38.9 0.0 0.0 38.9 0.0 0.0 38.9 0.0 0.0 38.9 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0	2 = C - 771:						
土壌環境の保全						{	
地盤環境の保全		_					
廃棄物等のリデュース(発生抑制)							
循環資源のリコース(再使用)の推進							
循環資源の回収及びリサイクル(再生利用)の推進							
循環型社会の形成を図るための施設整備の推進 55.6 44.4 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 化学物質の環境中の残量実態の把握等 33.3 55.6 0.0 0.0 11.1 0.0 化学物質の関境中の残量実態の把握等 33.3 55.6 0.0 0.0 11.1 0.0 化学物質のリスク評価 33.3 44.4 0.0 16.7 5.6 0.0 化学物質に関するリスクコミュニケーション 33.3 3.4 4.4 0.0 16.7 5.6 0.0 16.7 5.6 0.0 重要地域の保全 27.8 61.1 5.6 0.0 0.0 5.6 生態系ネットワークの形成 22.2 55.6 11.1 0.0 5.6 5.6 野生生物の保護管理 27.8 55.6 0.0 5.6 11.1 5.6 0.0 5.6 5.6 11.1 5.6 0.0 5.6 5.6 11.1 5.6 0.0 5.6 5.6 11.1 5.6 0.0 5.6 5.6 11.1 5.6 0.0 5.6 5.6 11.1 5.6 0.0 5.6 5.6 11.1 5.6 0.0 5.6 5.6 11.1 5.6 0.0 5.6 5.6 11.1 5.6 0.0 5.6 5.6 11.1 5.6 0.0 5.6 5.6 11.1 5.6 0.0 5.6 5.6 11.1 5.6 0.0 5.6 5.6 11.1 5.6 0.0 5.6 5.6 11.1 5.6 0.0 5.6 5.6 11.1 5.6 0.0 5.6 5.6 11.1 5.6 0.0 5.6 5.6 5.6 11.1 5.6 0.0 5.6 5.6 5.6 5.6 11.1 5.6 0.0 5.6 5.6 5.6 5.6 5.6 5.6 5.6 5.6 5.6 5.6	- C C			{			
廃棄物の適正な処理の推進							
化学物質の環境中の残量実態の把握等 33.3 55.6 0.0 0.0 11.1 0.0 化学物質のリスク管理 33.3 44.4 0.0 16.7 5.6 0.0 化学物質に関するリスクコミュニケーション 33.3 34.4 4 0.0 16.7 5.6 0.0 化学物質に関するリスクコミュニケーション 33.3 38.9 5.6 16.7 5.6 0.0 6.6 生態系ネットワークの形成 22.2 55.6 11.1 0.0 5.6 5.6 0.0 5.6 生態系ネットワークの形成 22.2 55.6 11.1 0.0 5.6 5.6 0.0 5.6 年態系学の分類策 11.1 61.1 5.6 11.1 5.6 5.6 0.0 11.1 5.6 11.1 5.6 5.6 0.0 5.6 万年生物の保護管理 27.8 55.6 0.0 5.6 5.6 0.0 5.6 5.6 0.0 5.6 5.6 0.0 5.6 5.6 0.0 5.6 5.6 0.0 5.6 5.6 0.0 5.6 5.6 0.0 5.6 5.6 0.0 5.6 5.6 0.0 5.6 5.6 5.6 5.6 5.6 5.6 5.6 5.6 5.6 5.6	1			1			
化学物質のリスク管理 33.3 27.8 5.6 22.2 11.1 0.0 化学物質のリスク管理 33.3 44.4 0.0 16.7 5.6 0.0 化学物質に関するリスクコミュニケーション 33.3 38.9 5.6 16.7 5.6 0.0 重要地域の保全 27.8 5.6 11.1 0.0 5.6 5.6 0.0 生態系ネットワークの形成 22.2 55.6 11.1 0.0 5.6 5.6 5.6 外来生物等への対策 11.1 61.1 5.6 11.1 5.6 11.1 5.6 5.6 5.6 野生生物の保護管理 27.8 55.6 0.0 5.6 0.0 11.1 5.6 0.0 11.1 5.6 0.0 5.6 5.6 世生単山の保全と持続的な利用 11.1 72.2 0.0 5.6 5.6 5.6 5.6 世半単山の保全と持続的な利用 11.1 72.2 0.0 5.6 5.6 5.6 5.6 5.6 5.6 5.6 5.6 5.6 5.6	1						
化学物質のリスク管理 33.3 44.4 0.0 16.7 5.6 0.0 化学物質に関するリスクコミュニケーション 33.3 38.9 5.6 16.7 5.6 0.0 重要地域の保全 27.8 61.1 5.6 0.0 0.0 5.6 生態系ネットワークの形成 22.2 55.6 11.1 0.0 5.6 5.6 5.6 野生生物の保護管理 27.8 55.6 0.0 5.6 11.1 5.6 0.0 11.1 61.1 5.6 0.0 5.6 5.6 5.6 5.6 5.6 5.6 5.6 5.6 5.6 5.6				1			
化学物質に関するリスクコミュニケーション 33.3 38.9 5.6 16.7 5.6 0.0 重要地域の保全 27.8 61.1 5.6 0.0 0.0 5.6 生態系ネットワークの形成 22.2 55.6 11.1 0.0 5.6 5.6 外来生物等への対策 11.1 61.1 5.6 11.1 5.6 5.6 野生生物の保護管理 27.8 55.6 0.0 5.6 0.0 11.1 自然環境の再生 27.8 50.0 11.1 5.6 0.0 5.6 毎洋・浅海域における自然環境の保全 22.2 27.8 5.6 16.7 16.7 11.1 エコツーリズムの推進 16.7 27.8 0.0 38.9 5.6 11.1 上記以外の自然との触れ合いの推進 22.2 27.8 5.6 16.7 10.0 0.0 5.6 環境影響評価に関する条例・要綱等の策定 77.8 5.6 16.7 0.0 0.0 0.0 0.0 最高研究、監視・観視・響評の事務に係る取組 27.8 44.4 5.6 16.7 5.6 0.0 環境情報の整備と提供 33.3 66.7 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0		({		{	
重要地域の保全 生態系ネットワークの形成 ク来生物等への対策 11.1 61.1 5.6 11.1 0.0 5.6 5.6 5.6							
生態系ネットワークの形成 22.2 55.6 11.1 0.0 5.6 5.6 外来生物等への対策 11.1 61.1 5.6 11.1 5.6 5.6 野生生物の保護管理 27.8 55.6 0.0 5.6 0.0 11.1 自然環境の再生 27.8 50.0 11.1 5.6 0.0 5.6 里地里山の保全と持続的な利用 11.1 72.2 0.0 5.6 5.6 5.6 海洋・浅海域における自然環境の保全 22.2 27.8 5.6 16.7 16.7 11.1 上記以外の自然との触れ合いの推進 22.2 66.7 0.0 38.9 5.6 11.1 上記以外の自然との触れ合いの推進 22.2 66.7 0.0 5.6 0.0 5.6 環境影響評価に関する条例・要綱等の策定 77.8 5.6 16.7 0.0 0.0 0.0 その他の環境影響評価等に係る取組 27.8 44.4 5.6 16.7 5.6 0.0 環境情報の整備と提供 33.3 66.7 0.0 0.0 0.0 0.0 景観保全、歴史的環境への配慮等 16.7 72.2 0.0 0.0 0.0 0.0 貴債保全、歴史的環境での政策境での政策		27.8	61. 1	5. 6	0.0	0.0	5.6
野生生物の保護管理 27.8 55.6 0.0 5.6 0.0 11.1 自然環境の再生 27.8 50.0 11.1 5.6 0.0 5.6 里地里山の保全と持続的な利用 11.1 72.2 0.0 5.6 5.6 5.6 海洋・浅海域における自然環境の保全 22.2 27.8 5.6 16.7 16.7 11.1 エコツーリズムの推進 16.7 27.8 0.0 38.9 5.6 11.1 上記以外の自然との触れ合いの推進 22.2 66.7 0.0 5.6 0.0 5.6 環境影響評価に関する条例・要綱等の策定 77.8 5.6 16.7 0.0 0.0 0.0 その他の環境影響評価等に係る取組 27.8 44.4 5.6 16.7 5.6 0.0 現査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等 27.8 72.2 0.0 0.0 0.0 0.0 景観保全、歴史的環境への配慮等 16.7 72.2 0.0 0.0 0.0 0.0 11.1 健康被害の救済及び予防、公害紛争処理、環境犯罪対策等 44.4 50.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 <td< td=""><td></td><td>22. 2</td><td>55. 6</td><td>11. 1</td><td>0.0</td><td>5. 6</td><td>5.6</td></td<>		22. 2	55. 6	11. 1	0.0	5. 6	5.6
自然環境の再生 27.8 50.0 11.1 5.6 0.0 5.6 里地里山の保全と持続的な利用 11.1 72.2 0.0 5.6 5.6 5.6 海洋・浅海域における自然環境の保全 22.2 27.8 5.6 16.7 11.1 1 エコツーリズムの推進 16.7 27.8 0.0 38.9 5.6 11.1 上記以外の自然との触れ合いの推進 22.2 66.7 0.0 5.6 0.0 5.6 環境影響評価に関する条例・要綱等の策定 77.8 5.6 16.7 0.0 0.0 0.0 その他の環境影響評価等に係る取組 27.8 44.4 27.8 0.0 0.0 0.0 その他の環境影響評価等に係る取組 27.8 44.4 5.6 16.7 5.6 0.0 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等 27.8 72.2 0.0 0.0 0.0 0.0 景観保全、歴史的環境への配慮等 16.7 72.2 0.0 0.0 0.0 11.1 健康被害の救済及び予防、公害紛争処理、環境犯罪対策等 44.4 50.0 0.0 0.0 5.6 0.0 貴団体以外の主体の自主的な環境管理の推進 38.9 44.4 0.0 5.6 0.0 11.1 1 </td <td>外来生物等への対策</td> <td>11. 1</td> <td>61.1</td> <td>5.6</td> <td>11. 1</td> <td>5. 6</td> <td>5.6</td>	外来生物等への対策	11. 1	61.1	5.6	11. 1	5. 6	5.6
里地里山の保全と持続的な利用 11.1 72.2 0.0 5.6 5.6 5.6 海洋・浅海域における自然環境の保全 22.2 27.8 5.6 16.7 11.1 エコツーリズムの推進 16.7 27.8 0.0 38.9 5.6 11.1 上記以外の自然との触れ合いの推進 22.2 66.7 0.0 5.6 0.0 5.6 環境影響評価に関する条例・要綱等の策定 77.8 5.6 16.7 0.0 0.0 0.0 その他の環境影響評価等に係る取組 27.8 44.4 27.8 0.0 0.0 その他の環境影響評価等に係る取組 27.8 44.4 5.6 16.7 5.6 0.0 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等 27.8 72.2 0.0 0.0 0.0 0.0 景観保全、歴史的環境への配慮等 16.7 72.2 0.0 0.0 0.0 11.1 健康被害の救済及び予防、公害紛争処理、環境犯罪対策等 44.4 50.0 0.0 0.0 5.6 0.0 貴団体以外の主体の自主的な環境管理の推進 38.9 44.4 0.0 5.6 0.0 11.1 貴団体自らの自主的な環境管理の推進 61.1 38.9 0.0 0.0 0.0 0.0 環境教育・環境学習の推進	野生生物の保護管理	27.8	55. 6	0.0	5. 6	0.0	11.1
海洋・浅海域における自然環境の保全 22.2 27.8 5.6 16.7 11.1 エコツーリズムの推進 16.7 27.8 0.0 38.9 5.6 11.1 上記以外の自然との触れ合いの推進 22.2 66.7 0.0 5.6 0.0 5.6 環境影響評価に関する条例・要綱等の策定 77.8 5.6 16.7 0.0 0.0 0.0 その他の環境影響評価等に係る取組 27.8 44.4 5.6 16.7 5.6 0.0 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等 27.8 72.2 0.0 0.0 0.0 0.0 環境情報の整備と提供 33.3 66.7 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 景観保全、歴史的環境への配慮等 16.7 72.2 0.0 0.0 0.0 11.1 健康被害の救済及び予防、公害紛争処理、環境犯罪対策等 44.4 50.0 0.0 5.6 0.0 貴団体以外の主体の自主的な環境管理の促進 38.9 44.4 0.0 5.6 0.0 11.1 貴団体自らの自主的な環境管理の推進 61.1 38.9 0.0 0.0 0.0 0.0 環境教育・環境学習の推進 55.6 44.4 0.0 0.0 0.0 0.0		27.8					
エコツーリズムの推進 16.7 27.8 0.0 38.9 5.6 11.1 上記以外の自然との触れ合いの推進 環境影響評価に関する条例・要綱等の策定 戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等の策定 その他の環境影響評価等に係る取組 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等 環境情報の整備と提供 景観保全、歴史的環境への配慮等 は康被害の救済及び予防、公害紛争処理、環境犯罪対策等 貴団体以外の主体の自主的な環境管理の促進 貴団体自らの自主的な環境管理の推進 16.7 11.1 44.4 27.8 0.0 0.0 現場等の充実、適正な技術の振興等 までいる場合である場合である場合である場合である。 27.8 72.2 0.0 0.0 0.0 0.0 最初保全、歴史的環境への配慮等 もは、よっかする場合である。 16.7 72.2 0.0 0.0 0.0 11.1 健康被害の救済及び予防、公害紛争処理、環境犯罪対策等 貴団体以外の主体の自主的な環境管理の促進 貴団体自らの自主的な環境管理の推進 38.9 44.4 0.0 5.6 0.0 11.1 貴団体自らの自主的な環境管理の推進 61.1 38.9 0.0 0.0 0.0 0.0 環境教育・環境学習の推進 55.6 44.4 0.0 0.0 0.0 0.0							
上記以外の自然との触れ合いの推進 22.2 66.7 0.0 5.6 0.0 5.6 環境影響評価に関する条例・要綱等の策定 77.8 5.6 16.7 0.0 0.0 0.0 戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等の策定 16.7 11.1 44.4 27.8 0.0 0.0 その他の環境影響評価等に係る取組 27.8 44.4 5.6 16.7 5.6 0.0 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等 27.8 72.2 0.0 0.0 0.0 0.0 環境情報の整備と提供 33.3 66.7 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 景観保全、歴史的環境への配慮等 16.7 72.2 0.0 0.0 0.0 11.1 健康被害の救済及び予防、公害紛争処理、環境犯罪対策等 44.4 50.0 0.0 0.0 5.6 0.0 貴団体以外の主体の自主的な環境管理の促進 38.9 44.4 0.0 5.6 0.0 11.1 貴団体自らの自主的な環境管理の推進 61.1 38.9 0.0 0.0 0.0 0.0 環境教育・環境学習の推進 55.6 44.4 0.0 0.0 0.0 0.0							
環境影響評価に関する条例・要綱等の策定 77.8 5.6 16.7 0.0 0.0 0.0 戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等の策定 16.7 11.1 44.4 27.8 0.0 0.0 その他の環境影響評価等に係る取組 27.8 44.4 5.6 16.7 5.6 0.0 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等 27.8 72.2 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 環境情報の整備と提供 33.3 66.7 72.2 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 景観保全、歴史的環境への配慮等 16.7 72.2 0.0 0.0 0.0 11.1 健康被害の救済及び予防、公害紛争処理、環境犯罪対策等 44.4 50.0 0.0 5.6 0.0 責団体以外の主体の自主的な環境管理の促進 38.9 44.4 0.0 5.6 0.0 11.1 責団体自らの自主的な環境管理の推進 61.1 38.9 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 環境教育・環境学習の推進 55.6 44.4 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0						{	
戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等の策定 16.7 11.1 44.4 27.8 0.0 0.0 2.0 27.8 44.4 5.6 16.7 5.6 0.0 3.0 3.3 3.3 66.7 3.3 66.7 3.3 66.7 3.3 66.7 3.3 66.7 3.3 66.7 3.3 66.7 3.3 66.7 3.3 3 66.7 3 6.3 3 66.7 3 6							
その他の環境影響評価等に係る取組 27.8 44.4 5.6 16.7 5.6 0.0 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等 27.8 72.2 0.0 0.0 0.0 0.0 環境情報の整備と提供 33.3 66.7 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 景観保全、歴史的環境への配慮等 16.7 72.2 0.0 0.0 0.0 11.1 健康被害の救済及び予防、公害紛争処理、環境犯罪対策等 44.4 50.0 0.0 0.0 5.6 0.0 貴団体以外の主体の自主的な環境管理の促進 38.9 44.4 0.0 5.6 0.0 11.1 貴団体自らの自主的な環境管理の推進 61.1 38.9 0.0 0.0 0.0 0.0 環境教育・環境学習の推進 55.6 44.4 0.0 0.0 0.0 0.0							
調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等 27.8 72.2 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 環境情報の整備と提供 33.3 66.7 0.0 0.0 0.0 0.0 景観保全、歴史的環境への配慮等 16.7 72.2 0.0 0.0 0.0 11.1 健康被害の救済及び予防、公害紛争処理、環境犯罪対策等 44.4 50.0 0.0 0.0 5.6 0.0 貴団体以外の主体の自主的な環境管理の促進 38.9 44.4 0.0 5.6 0.0 11.1 貴団体自らの自主的な環境管理の推進 61.1 38.9 0.0 0.0 0.0 0.0 環境教育・環境学習の推進 55.6 44.4 0.0 0.0 0.0 0.0							
環境情報の整備と提供 33.3 66.7 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 景観保全、歴史的環境への配慮等 16.7 72.2 0.0 0.0 0.0 11.1 健康被害の救済及び予防、公害紛争処理、環境犯罪対策等 44.4 50.0 0.0 5.6 0.0 貴団体以外の主体の自主的な環境管理の促進 38.9 44.4 0.0 5.6 0.0 11.1 貴団体自らの自主的な環境管理の推進 61.1 38.9 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 環境教育・環境学習の推進 55.6 44.4 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0							
景観保全、歴史的環境への配慮等 16.7 72.2 0.0 0.0 0.0 11.1 健康被害の教済及び予防、公害紛争処理、環境犯罪対策等 44.4 50.0 0.0 0.0 5.6 0.0 自団体以外の主体の自主的な環境管理の促進 38.9 44.4 0.0 5.6 0.0 11.1 責団体自らの自主的な環境管理の推進 61.1 38.9 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 元の 環境教育・環境学習の推進 55.6 44.4 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0		{		{		{	
健康被害の救済及び予防、公害紛争処理、環境犯罪対策等 貴団体以外の主体の自主的な環境管理の促進 貴団体自らの自主的な環境管理の推進 44.4 50.0 0.0 0.0 5.6 0.0 貴団体自らの自主的な環境管理の推進 61.1 38.9 44.4 0.0 5.6 0.0 11.1 環境教育・環境学習の推進 55.6 44.4 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0							
貴団体以外の主体の自主的な環境管理の促進 貴団体自らの自主的な環境管理の推進38.9 61.144.4 38.90.0 0.05.6 0.00.0 0.011.1 0.0環境教育・環境学習の推進55.6 44.444.4 0.00.00.00.0			_				
貴団体自らの自主的な環境管理の推進 61.1 38.9 0.0 0.0 0.0 0.0 環境教育・環境学習の推進 55.6 44.4 0.0 0.0 0.0 0.0							
環境教育・環境学習の推進 55.6 44.4 0.0 0.0 0.0 0.0							
			50.0	0.0	11. 1	0.0	

(注) 網掛けは50%以上を示す、対象は18政令指定都市

図表5-11 環境施策の実施状況(市区町村)

(%)

				1		(%)
項目	すべて実施している	る。必要な施策は一部実施してい	ないが、検討中のものはある必要な施策を何も実施してい	らず、検討中のものもない必要な施策を何も実施してお	対策が必要な状況にない	無回答
地球温暖化対策	7.8	62. 3	7.6	14. 5	4.0	3. 9
オゾン層保護対策	2.7	19. 2	4. 7	50. 2	15.8	7.4
海洋環境の保全	1.3	13. 2	2.5	31.9	43.6	7.5
森林の保全と持続可能な経営の推進	3. 9	36.6	6.3	31.0	14.7	7. 5
有害大気汚染物質への対策	6.9	34.0	4.4	32. 2	16.2	6.4
騒音・振動対策	12. 9	40. 2	4.7	23.6	12.6	6.0
悪臭対策	12.0	38. 1	6. 1	25. 6	12. 1	6. 1
都市におけるヒートアイランド対策	1. 2	12.0	3.8	32. 1	43.0	8.0
光害対策	1.9	8.0	4. 1	40.4	38.0	7.6
流域での環境保全上健全な水循環の構築に向けた計画の策定	6. 1	27. 2	7.8	39. 1	12.9	6. 9
上記以外の水環境の保全に係る取組	6. 5	45. 1	6. 1	25. 0	11. 1	6. 1
土壌環境の保全	5. 4	24. 1	5. 4	38. 7	19. 3	7. 0
地盤環境の保全	3. 6	14. 2	3. 9	42.6	28. 1	7. 5
廃棄物等のリデュース (発生抑制)	14. 3	57. 8	5. 4	13. 2	4. 1	5. 2
循環資源のリユース(再使用)の推進	14. 7	54. 2	5. 4	16. 0	4.3	5. 4
循環資源の回収及びリサイクル(再生利用)の推進	17. 0	60. 3	3. 5	10.8	3. 6	4.8
循環型社会の形成を図るための施設整備の推進	12. 7	46. 2	7. 6	20. 8	6.5	6. 2
廃棄物の適正な処理の推進	21. 0	55. 5	3. 3	11. 6	3.8	4. 9
化学物質の環境中の残量実態の把握等	3.8	15. 7	3.8	45. 0	24. 3	7. 4
化学物質のリスク評価	1.8	7. 0	5. 0	51. 4	27. 0	7. 8
化学物質のリスク管理	2. 1	8. 4	4.8	50. 6	26. 2	7.8
化学物質に関するリスクコミュニケーション	1.8	8.3	4. 7	50.8	26. 4	8. 1
重要地域の保全	6. 7	34. 4	6. 4	32. 5	12. 9	7. 1
生態系ネットワークの形成	2. 3	17. 0	9.8	47. 5	16. 0	7. 4
外来生物等への対策	3. 2	29. 3	9. 2	39. 1	12. 3	6. 9
野生生物の保護管理	3. 2	32. 5	7. 4	37. 1	12.6	7. 3
自然環境の再生	3. 6	31. 9	8. 1	36. 6	12.8	7. 0
里地里山の保全と持続的な利用	3. 9	35. 8	7. 3	31. 5	14. 3	7. 1
海洋・浅海域における自然環境の保全	0. 9	13. 6	2. 6	28. 4	46. 4	8. 0
エコツーリズムの推進	2. 5	21. 6	10.6	43. 3	14. 4	7. 6
上記以外の自然との触れ合いの推進	3. 7	36. 9	7. 6	33. 7	10.6	7. 5
環境影響評価に関する条例・要綱等の策定	2. 5	6.7	6.6	55. 6	20.8	7. 9
戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等の策定	2. 5 0. 5	2.6	6. 4	59. 7	20.8	8. 0
戦略的環境 / ピヘメントに関する 宗例・安神寺の 泉足 その他の環境影響評価等に係る取組	1.5	9. 0	6. 5	55. 1	20. 1	7. 7
間査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等	3. 6	9. 0 27. 9	4. 7	42. 3	13.8	7. 7
調査研究、監視・観測寺の光美、適正な技術の振興寺 環境情報の整備と提供	6. 0	40. 3	4. 7 6. 2	33. 5	7.4	6. 7
	6. 0	40. 3 39. 2				
景観保全、歴史的環境への配慮等 健康被害の救済及び予防、公害紛争処理、環境犯罪対策等	6. 2 3. 0	39. 2 29. 5	7. 7 5. 3	31. 0 35. 7	9. 0 18. 8	6. 9 7. 8
健康被害の救済及の予防、公害紛争処理、環境犯罪対策等 貴団体以外の主体の自主的な環境管理の促進	3. 0 3. 8		5. 3 7. 4	35. <i>i</i> 49. 1	18. 8	7. 8 7. 9
		18. 1				
貴団体自らの自主的な環境管理の推進	12. 9	20. 2	7. 1	41. 0	11.2	7.6
環境教育・環境学習の推進	9. 5	53. 9	6.7	19. 3	5. 1	5. 5
国際的取組	0.4	4. 7	3. 6	47. 7	35. 5	8. 1

(注)網掛けは50%以上を示す、対象は1,306市区町村

イ 環境施策に関連する情報の整備及び提供の取組

環境施策に関する 42 項目について、それぞれの情報の整備及び提供の取組をみると、「政令指定都市」は、14 項目ですべて又は一部実施してる割合が 9 割を超える。「市区町村」では、9 割を超える関連項目は皆無であり、地域差がうかがえる。

図表5-12 環境施策に関連する情報の整備及び提供の取組(政令指定都市)

(%)

						(%)
項目	すべて実施している必要な情報の整備及び提供は	一部実施している 心要な情報の整備及び提供は	中のものはある中のものはあると要な情報の整備及び提供を必要な情報の	のものもないのものもないな要な情報の整備及び提供を必要な情報の	状況にない情報の整備及び提供が必要な	無回答
地球温暖化対策	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
オゾン層保護対策	22. 2	50. 0	5. 6	0.0	5. 6	16. 7
海洋環境の保全	22. 2	27. 8	0.0	11. 1	16. 7	22. 2
森林の保全と持続可能な経営の推進	33. 3	38. 9	0.0	16. 7	5. 6	5. 6
有害大気汚染物質への対策	22. 2	77.8	0.0	0.0	0.0	0.0
騒音・振動対策	44. 4	55. 6	0.0	0. 0	0.0	0.0
悪臭対策	44. 4	55. 6	0.0	0. 0	0.0	0.0
都市におけるヒートアイランド対策	16.7	61. 1	0.0	11. 1	11. 1	0.0
光害対策	16.7	33. 3	0.0	11. 1	22. 2	16. 7
流域での環境保全上健全な水循環の構築に向けた計画の策定	27.8	61. 1	0.0	5. 6	5. 6	0.0
上記以外の水環境の保全に係る取組	33. 3	61.1	0.0	0.0	5. 6	0.0
土壌環境の保全	33. 3	61. 1	0.0	0.0	5.6	0.0
地盤環境の保全	16.7	50.0	0.0	0.0	22. 2	11.1
廃棄物等のリデュース (発生抑制)	38.9	55. 6	0.0	0.0	0.0	5.6
循環資源のリユース(再使用)の推進	33. 3	61.1	0.0	0.0	0.0	5.6
循環資源の回収及びリサイクル(再生利用)の推進	38. 9	55. 6	0.0	0.0	0.0	5.6
循環型社会の形成を図るための施設整備の推進	27.8	61.1	0.0	0.0	0.0	11.1
廃棄物の適正な処理の推進	44.4	50.0	0.0	0.0	0.0	5. 6
化学物質の環境中の残量実態の把握等	38. 9	55. 6	0.0	0.0	5. 6	0.0
化学物質のリスク評価	27.8	38. 9	5. 6	11. 1	5. 6	11.1
化学物質のリスク管理	33. 3	50. 0	0.0	11. 1	0.0	5.6
化学物質に関するリスクコミュニケーション	33. 3	38. 9	5.6	11. 1	0.0	11.1
重要地域の保全	38. 9	50. 0	5.6	0.0	0.0	5.6
生態系ネットワークの形成 外来生物等への対策	22. 2 16. 7	61. 1 55. 6	5. 6 5. 6	0. 0 5. 6	0. 0 5. 6	11. 1 11. 1
野生生物の保護管理	33. 3	50. 0	0.0	5. 6	0.0	11.1
自然環境の再生	33. 3	50. 0	5.6	5. 6	0.0	5. 6
里地里山の保全と持続的な利用	27. 8	61. 1	0.0	0.0	5. 6	5. 6
海洋・浅海域における自然環境の保全	22. 2	33. 3	5. 6	5. 6	11. 1	22. 2
エコツーリズムの推進	11. 1	27. 8	0.0	27. 8	5. 6	27.8
上記以外の自然との触れ合いの推進	22. 2	66. 7	0.0	0.0	0.0	11. 1
環境影響評価に関する条例・要綱等の策定	55.6	27.8	5.6	0.0	11. 1	0.0
戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等の策定	16.7	22. 2	16.7	16. 7	22. 2	5.6
その他の環境影響評価等に係る取組	22. 2	50.0	0.0	11. 1	16. 7	0.0
調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等	33. 3	61. 1	0.0	0.0	5. 6	0.0
環境情報の整備と提供	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
景観保全、歴史的環境への配慮等	27.8	61. 1	5.6	0.0	0.0	5.6
健康被害の救済及び予防、公害紛争処理、環境犯罪対策等	33. 3	55. 6	0.0	0.0	5. 6	5.6
貴団体以外の主体の自主的な環境管理の促進	38. 9	44. 4	0.0	0.0	0.0	16. 7
貴団体自らの自主的な環境管理の推進	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
環境教育・環境学習の推進	55. 6	44. 4	0.0	0.0	0.0	0.0
国際的取組	22.2	55. 6	0.0	11. 1	0.0	11.1

(注) 網掛けは50%以上を示す、対象は18政令指定都市

図表5-13 環境施策に関連する情報の整備及び提供の取組(市区町村)

(%)

中央				•	•		(%)
地球温暖化対策	項目	べて実施している要な情報の整備及び	部実施している要な情報の整備及び	のものはあるも実施していないが要な情報の整備及び	ものもないものもない。	況にない報の整備及び提供が	無回答
地球温暖化対策		供は	供	検 供		必要な	
おいた 日本語 日本語	地球担座化社等	14.0	69 9	6.6	2 9		6.2
海洋環境の保全							
森林の保金と特純可能な経営の推進 有害大気汚染物質への対策 13.4 46.9 5.1 33.0 7.0 14.6 解音: 実験対策 17.8 48.5 6.7 1.1 2.5 10.5 悪臭対策 15.3 47.2 7.6 13.4 5.8 10.6 都市におけるヒートアイランド対策 2.5 18.5 5.1 17.1 31.3 25.5 光き対策 2.6 12.5 5.8 25.2 28.1 25.7 流域での環境保全上機全な木循環の構築に向けた計画の策定 8.3 33.7 10.3 21.4 9.2 17.1 上記以外の水環境の保全に係る取組 10.8 52.0 8.6 10.1 5.8 12.7 土壌環境の保全 8.0 29.9 8.6 21.0 12.4 20.1 推業費が多のリプェース(発生抑制) 22.0 62.5 5.4 2.5 1.3 6.3 循環資源のの限全に係る取組 20.4 61.2 5.7 3.4 1.5 7.9 循環資源のの間域及びリナイクル(再生利用)の推進 20.4 62.5 5.4 2.5 1.3 6.3 インスのの地域のりまたの発展をのの施産のが成をのの施産機能をのりまたの施産ののを必要額の施産の企業を受けまたののを必要額の施産の施産ののとのをとりまたのをとのをとのをとのをとのをとのをとのをとのをとのをとのをとのをのをとのととととなるをとのとのをとのをとのとなるとのとのとのとのをとのをとのをとのをとのをとのをとのをとのをとのをとのをとのをと							
有害大気汚染物質への対策							
照音・振動対策 17.8 48.5 6.7 11.2 5.2 10.5 歴史対策 15.3 47.2 7.6 13.4 5.8 10.6 都市におけうヒートアイランド対策 2.5 18.5 5.1 17.1 31.3 25.5 光音対策 2.6 12.5 5.8 25.2 28.1 25.7 流域での環境保全上陸全な水循環の構築に向けた計画の策定 8.3 33.7 10.3 21.4 9.2 17.1 上記以外へ水環境の保全に係る取組 29.9 8.6 21.0 12.4 20.1 地盤保障の保全 8.0 29.9 8.6 21.0 12.4 20.1 地盤保障の保全 5.4 19.2 6.4 22.4 20.4 26.1 反乗物等のリデュース(発生抑制) 22.0 62.5 5.4 2.5 1.3 6.3 循環資源のリエース(発生抑制) 22.0 62.5 5.4 2.5 1.3 6.3 循環資源のリエース(再使用)の推進 20.4 61.2 5.7 3.4 1.5 7.9 4 信度で取り形成と図るための施設整備の推進 17.9 52.2 7.9 9.5 3.2 9.3 係異物の適正な処理の推進 25.2 60.3 4.4 2.6 1.2 6.3 化学物質の現及びリサイクル(再生利用)の推進 25.2 60.3 4.4 2.6 1.2 6.3 化学物質の現立へク管理 3.1 15.3 6.1 30.5 17.6 27.4 化学物質のリスク書師 2.6 13.3 6.1 31.3 18.4 28.3 化学物質のリスク書師 2.6 13.3 6.1 31.3 18.4 28.3 化学物質のリスク書を 2.6 13.3 6.1 31.3 18.4 28.3 化学物質の財スクロミュニケーション 3.1 14.4 6.3 30.5 17.6 27.4 化学物質の財スクラミュニケーション 3.1 14.4 6.3 30.5 17.6 28.1 在要地域の保全 8.6 42.6 10.2 16.0 7.6 15.0 42.4 40.5 11.2 19.4 6.7 17.5 19.4 6.7 17.5 19.4 6.7 17.5 19.4 6.7 17.5 19.4 6.7 17.5 19.4 6.7 17.5 19.4 6.7 17.5 19.4 6.7 17.5 19.4 6.7 17.5 19.4 6.7 17.5 19.4 6.7 17.5 19.4 6.7 17.5 19.5 19.5 2.9 13.4 35.7 27.3 19.5 19.5 2.9 13.4 35.7 27.3 19.5 19.5 2.9 13.4 35.7 27.3 19.5 19.5 2.5 2.5 10.6 16.9 27.7 17.5 19.5 19.5 2.5 2.5 10.6 16.9 27.7 19.5 19.5 2.5 2.5 10.6 16.9 27.7 19.5 19.5 2.5 2.5 10.6 16.9 27.7 17.5 19.5 19.5 2.5 2.5 10.6 16.9 27.7 19.5 19.5 2.5 2.5 10.6 16.9 27.7 19.5 19.5 2.5 2.5 10.6 16.9 27.7 19.5 19.5 2.5 2.5 2.5 2.5 2.5 2.5 2.5 2.5 2.5 2							
腰臭対策							
部市におけるヒートアイランド対策 2.5 18.5 5.1 17.1 31.3 25.5 光音対策 2.6 12.5 5.8 25.2 28.1 25.7 流域での環際保全上陸全众水循環の構築に向けた計画の策定 10.8 52.0 8.6 10.1 5.8 12.7 土壌環境の保全 8.0 29.9 8.6 10.1 5.8 12.7 土壌環境の保全 8.0 29.9 8.6 21.0 12.4 20.1 土壌環境の保全 5.4 19.2 6.4 25.5 1.3 6.3 循環資源のリンニス (発生抑制) 22.0 62.5 5.4 2.5 1.3 6.3 循環資源の回収及びリナイクル (再生利用) の推進 22.0 62.5 5.4 2.5 1.3 6.3 循環資源の回収及びリナイクル (再生利用) の推進 22.6 63.8 4.7 2.2 0.7 6.0 循環資源の回収及びリナイクル (再生利用) の推進 22.6 63.8 4.7 2.2 0.7 6.0 循環資源の回収及びリナイクル (再生利用) の推進 25.2 60.3 4.4 2.6 1.2 6.3 2.2 0.7 6.0 循環質源の回収及びリナイクル (再生利用) の推進 25.2 60.3 4.4 2.6 1.2 6.3 2.2 0.7 6.0 循環対源の過度が良空のための聴政整備の推進 25.2 60.3 4.4 2.6 1.2 6.3 2.2 0.7 6.0 3 2.2 0.3 2.2 0.3 2.2 0.3 2.2 0.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2							
光吉対策	· · ·						
流域での環境保全上健全な水循環の構築に向けた計画の策定							
上記以外の水環境の保全に係る取組							
土壌環境の保全 8.0 29.9 8.6 21.0 12.4 20.1 地盤環境の保全 5.4 19.2 6.4 22.4 20.4 26.1 廃棄物等のリデュース (発生抑制) 22.0 62.5 5.4 2.5 1.3 6.3 循環資源のリュース (再使用)の推進 22.0 662.5 5.7 3.4 1.5 7.9 循環資源の回収及びリサイクル (再生利用)の推進 22.6 63.8 4.7 2.2 0.7 6.0 循環型社会の形成を図るための施設整備の推進 17.9 52.2 7.9 9.5 3.2 9.3 底棄物の適正な処理の推進 25.2 66.3 4.4 2.6 1.2 6.3 3.2 1.2 6.3 1.2 6.3 1.2 6.1 2.2 6.1 2.2 6.1 2.2 6.3 1.3 3.2 9.3 化学物質の環境中の残量実態の把握等 5.8 23.6 5.1 26.5 15.6 23.3 化学物質のリスク管理 3.1 15.3 6.1 31.3 18.4 28.3 化学物質のリスク管理 3.1 15.3 6.1 30.5 17.6 28.1 重要地域の保全 8.6 42.6 10.2 16.0 7.6 15.0 27.4 4.2 6.3 30.5 17.6 28.1 重要地域の保全 8.6 42.6 10.2 16.0 7.6 15.0 27.4 4.5 13.6 25.1 10.8 22.2 外来生物等への対策 4.2 37.5 13.6 25.1 10.8 22.2 外来生物等への対策 4.2 37.5 13.6 25.1 10.8 22.2 37.5 15.4 20.7 7.7 17.5 野生生物の保護管理 4.4 40.5 11.2 19.4 6.7 17.8 自然環境の再生 4.8 40.4 12.4 19.1 7.7 15.6 日本課金に対ける自然環境の保全 1.5 16.9 5.2 13.4 35.7 27.3 エンツーリズムの推進 3.1 28.4 12.7 24.2 10.8 20.8 上記以外の自然との触れ合いの推進 7.1 45.2 10.6 16.9 6.0 14.1 環境影響評価に関する条例・要綱等の策定 3.9 10.6 8.6 32.2 16.9 27.7 環路的環境アセスメントに関する条例・要綱等の策定 3.9 10.6 8.6 32.2 16.9 27.7 環路的環境アセスメントに関する条例・要綱等の策定 1.3 5.4 8.9 34.4 20.4 29.6 その他の環境影響計価等に係る取組 3.1 13.3 9.0 30.6 17.1 27.0 環境情報の整備と提供 9.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0							
地盤環境の保全							
廃棄物等のリデュース(発生抑制)							
福環資源のリュース(再使用)の推進 20.4 61.2 5.7 3.4 1.5 7.9 循環資源の回収及びリサイクル(再生利用)の推進 22.6 63.8 4.7 2.2 0.7 6.0 循環型社会の形成を図るための施設整備の推進 17.9 52.2 7.9 9.5 3.2 9.3 6 25.2 60.3 4.4 2.6 1.2 6.3 化学物質の環境中の残量実態の把握等 5.8 23.6 5.1 26.5 15.6 23.3 化学物質の現境中の残量実態の把握等 5.8 23.6 5.1 26.5 15.6 23.3 化学物質のリスク評価 2.6 13.3 6.1 31.3 18.4 28.3 化学物質のリスク管理 3.1 15.3 6.1 30.5 17.6 27.4 化学物質に関するリスクコミュニケーション 3.1 14.4 6.3 30.5 17.6 28.1 重要地域の保全 8.6 42.6 10.2 16.0 7.6 15.0 42.8 1 12.2 16.0 7.6 15.0 42.5 13.6 25.1 10.8 22.2 外来生物等への対策 4.2 37.5 12.4 20.7 7.7 17.5 野生生物の保護管理 4.4 40.5 11.2 19.4 6.7 17.5 上級以外の自然との触れ合いの推進 3.1 28.4 12.4 19.1 7.7 15.6 20.8 11.2 19.4 35.7 27.3 エコツーリズムの推進 3.1 28.4 12.7 24.2 10.8 20.8 14.9 振覚影響評価に関する条例・要綱等の策定 3.9 10.6 8.6 32.2 16.9 27.7 戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等の策定 3.9 10.6 8.6 32.2 16.9 27.7 戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等の策定 3.9 10.6 8.6 32.2 16.9 27.7 戦略的環境影響評価等に係る取組 3.1 13.3 9.0 30.6 17.1 27.0 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等 6.7 38.2 8.0 19.2 8.9 19.0 環境情報の整備と提供 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 10.0 0.0 最優保全、歴史的環境への配慮等 9.8 50.0 11.8 12.4 3.9 12.1 健康被害の教済及び予防、公害紛争処理、環境犯罪対策等 6.4 37.0 8.5 18.7 13.0 16.5 貴団体以外の主体の自主的な環境管理の促進 6.6 27.1 10.6 25.4 9.0 21.3 環境報等・環境学習の推進 19.1 31.8 10.1 16.9 6.3 15.9 環境報等・環境学習の推進 15.5 62.5 8.2 4.7 1.7 7.4							
福環資源の回収及びリサイクル(再生利用)の推進 17.9 52.2 7.9 9.5 3.2 9.3 底棄物の適正な処理の推進 25.2 60.3 4.4 2.6 1.2 6.3 化学物質の環境中の残量実態の把握等 5.8 23.6 5.1 26.5 15.6 23.3 化学物質の別メク評価 2.6 13.3 6.1 31.3 18.4 28.3 化学物質のリスク評価 3.1 15.3 6.1 30.5 17.6 27.4 化学物質に関するリスクコミュニケーション 3.1 14.4 6.3 30.5 17.6 28.1 重要地域の保全 8.6 42.6 10.2 16.0 7.6 15.0 生態系ネットワークの形成 3.9 24.5 13.6 25.1 10.8 22.2 外来生物等への対策 4.2 37.5 12.4 20.7 7.7 17.5 野生生物の保護管理 4.4 40.5 11.2 19.4 6.7 17.8 自然環境の再生 4.8 40.4 12.4 19.1 7.7 15.6 里地里山の保全と持続的な利用 5.0 42.7 10.5 17.2 9.8 14.9 海洋、浅海域における自然環境の保全 1.5 16.9 5.2 13.4 35.7 27.3 エコツーリズムの推進 3.1 28.4 12.7 24.2 10.8 20.8 上記以外の自然との触れ合いの推進 7.1 45.2 10.6 16.9 6.0 14.1 環境影響評価に関する条例・要綱等の策定 3.9 10.6 8.6 32.2 16.9 27.7 戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等の策定 1.3 5.4 8.9 34.4 20.4 29.6 その他の環境影響評価に関する条例・要綱等の策定 1.3 5.4 8.9 34.4 20.4 29.6 その他の環境影響評価に関する条例・要綱等の策定 1.3 5.4 8.9 34.4 20.4 29.6 その他の環境影響評価に関する条例・要綱等の策定 1.3 5.4 8.9 34.4 20.4 29.6 その他の環境影響所の管に係る取組 3.1 13.3 9.0 30.6 17.1 27.0 頭音研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等 6.7 38.2 8.0 19.2 8.9 19.0 環境情報の整備と提供 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 100.0 最低保全、歴史的環境への配慮等 6.7 38.2 8.0 19.2 8.9 19.0 環境情報の整備と提供 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 100.0 最低保全、歴史的環境での配慮等 9.8 50.0 11.8 12.4 3.9 12.1 健康被害の教済及び予防、公告紛争処理、環境犯罪対策等 6.4 37.0 8.5 18.7 13.0 16.5 貴団体以外の主体の自主的な環境管理の促進 6.6 27.1 10.6 25.4 9.0 21.3 貴団体以外の主体の自主的な環境管理の促進 6.6 27.1 10.6 25.4 9.0 21.3 環境教育・環境学習の推進 19.1 31.8 10.1 16.9 6.3 15.9 環境教育・環境学習の推進 19.1 31.8 10.1 16.9 6.3 15.9 環境教育・環境学習の推進 19.1 31.8 10.1 16.9 6.3 15.9							
循環型社会の形成を図るための施設整備の推進 25.2 7.9 9.5 3.2 9.3 廃棄物の適正な处理の推進 25.2 60.3 4.4 2.6 1.2 6.3 化学物質の環境中の残量実態の把握等 5.8 23.6 5.1 26.5 15.6 23.3 化学物質のリスク評価 2.6 13.3 6.1 31.3 18.4 28.3 化学物質のリスク評価 3.1 15.3 6.1 30.5 17.6 27.4 化学物質に関するリスクコミュニケーション 3.1 14.4 6.3 30.5 17.6 28.1 重要地域の保全 8.6 42.6 10.2 16.0 7.6 15.0 28.1 重要地域の保全 8.6 42.6 10.2 16.0 7.6 15.0 28.1 重要地域の保全 8.6 42.6 10.2 16.0 7.6 15.0 28.1 18.6 25.1 10.8 22.2 外来生物等への対策 4.2 37.5 12.4 20.7 7.7 17.5 野生生物の保護管理 4.4 40.5 11.2 19.4 6.7 17.8 自然環境の再生 4.8 40.4 12.4 19.1 7.7 15.6 里地里山の保全と持続的な利用 5.0 42.7 10.5 17.2 9.8 14.9 海洋・浅海域における自然環境の保全 1.5 16.9 3.2 13.4 35.7 27.3 2.2 2.2 2.2 2.3 2.4 2.0 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3							
廃棄物の適正な処理の推進 25.2 60.3 4.4 2.6 1.2 6.3 化学物質の環境中の残量実態の把握等 5.8 23.6 5.1 26.5 15.6 23.3 化学物質のリスク評価 2.6 13.3 6.1 31.3 18.4 28.3 化学物質のリスク管理 3.1 15.3 6.1 30.5 17.6 27.4 化学物質に関するリスクコミュニケーション 3.1 14.4 6.3 30.5 17.6 28.1 重要地域の保全 8.6 42.6 10.2 16.0 7.6 15.0 生態系ネットワークの形成 3.9 24.5 13.6 25.1 10.8 22.2 外来生物等への対策 4.2 37.5 12.4 20.7 7.7 17.5 野生生物の保護管理 4.4 40.5 11.2 19.4 6.7 17.8 自然環境の再生 4.8 40.4 12.4 19.1 7.7 15.6 自然環境の再生 4.8 40.4 12.4 19.1 7.7 15.6 25.1 26.9 27.3 エコツーリズムの推進 3.1 28.4 12.7 24.2 10.8 20.8 上記以外の自然との触れ合いの推進 3.1 28.4 12.7 24.2 10.8 20.8 上記以外の自然との触れ合いの推進 7.1 45.2 10.6 16.9 6.0 14.1 環境影響評価に関する条例・要綱等の策定 3.9 10.6 8.6 32.2 16.9 27.7 戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等の策定 1.3 5.4 8.9 34.4 20.4 29.6 その他の環境影響評価等に係る取組 3.1 13.3 9.0 30.6 17.1 27.0 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等 6.7 38.2 8.0 19.2 8.9 19.0 環境情報の整備と提供 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 1.0 0.0 10.0 最级保全、歴史的環境への配慮等 9.8 50.0 11.8 12.4 3.9 12.1 健康被害の数強所を必要が多処理、環境犯罪対策等 6.4 37.0 8.5 18.7 13.0 16.5 貴団体以外の主体の自主的な環境管理の促進 6.6 27.1 10.6 25.4 9.0 21.3 景団体以外の主体の自主的な環境管理の推進 19.1 31.8 10.1 16.9 6.3 15.9 環境教育・環境学習の推進 19.1 31.8 10.1 16.9 6.3 15.9 環境教育・環境学習の推進 19.1 31.8 10.1 16.9 6.3 15.9 環境教育・環境学習の推進 15.5 62.5 8.2 4.7 1.7 7.4							
化学物質の環境中の残量実態の把握等 5.8 23.6 5.1 26.5 15.6 23.3 化学物質のリスク評価 2.6 13.3 6.1 31.3 18.4 28.3 化学物質に関するリスクコミュニケーション 3.1 14.4 6.3 30.5 17.6 27.4 化学物質に関するリスクコミュニケーション 3.1 14.4 6.3 30.5 17.6 28.1 重要地域の保全 8.6 42.6 10.2 16.0 7.6 15.0 生態系ネットワークの形成 3.9 24.5 13.6 25.1 10.8 22.2 外来生物等への対策 4.2 37.5 12.4 20.7 7.7 17.5 野生生物の保護管理 4.4 40.5 11.2 19.4 6.7 17.8 自然環境の再生 4.8 40.4 12.4 19.1 7.7 15.6 里地里山の保全と持続的な利用 5.0 42.7 10.5 17.2 9.8 14.9 海洋・浅海域における自然環境の保全 1.5 16.9 5.2 13.4 35.7 27.3 エコン外の自然との触れ合いの推進 7.1 45.2 10.6 16.9 6.0 14.1 実境影響評価に関する条例・要綱等の							
化学物質のリスク評価 2.6 13.3 6.1 31.3 18.4 28.3 化学物質に関するリスクコミュニケーション 3.1 15.3 6.1 30.5 17.6 27.4 化学物質に関するリスクコミュニケーション 3.1 14.4 6.3 30.5 17.6 28.1 重要地域の保全 8.6 42.6 10.2 16.0 7.6 15.0 生態系ネットワークの形成 3.9 24.5 13.6 25.1 10.8 22.2 外来生物等への対策 4.2 37.5 12.4 20.7 7.7 17.5 野生生物の保護管理 4.4 40.5 11.2 19.4 6.7 17.8 自然環境の再生 4.8 40.4 12.4 19.1 7.7 15.6 里地里山の保全と持続的な利用 5.0 42.7 10.5 17.2 9.8 14.9 海洋・浅海域における自然環境の保全 1.5 16.9 5.2 13.4 35.7 27.3 エコン外のはなどの触れ合いの推進 7.1 45.2 10.6 16.9 6.0 14.1 上記以外の自然との触れ合いの推進 7.1 45.2 10.6 8.6 32.2 16.9 27.7 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>							
化学物質のリスク管理 3.1 15.3 6.1 30.5 17.6 27.4 化学物質に関するリスクコミュニケーション 3.1 14.4 6.3 30.5 17.6 28.1 重要地域の保全 8.6 42.6 10.2 16.0 7.6 15.0 生態系ネットワークの形成 3.9 24.5 13.6 25.1 10.8 22.2 外来生物等への対策 4.2 37.5 12.4 20.7 7.7 17.5 野生生物の保護管理 4.4 40.5 11.2 19.4 6.7 17.8 自然環境の再生 4.8 40.4 12.4 19.1 7.7 15.6 里地里山の保全と持続的な利用 5.0 42.7 10.5 17.2 9.8 14.9 海洋・浅海域における自然環境の保全 1.5 16.9 5.2 13.4 35.7 27.3 エコツーリズムの推進 3.1 28.4 12.7 24.2 10.8 20.8 上記以外の自然との触れ合いの推進 7.1 45.2 10.6 16.9 6.0 14.1 環境影響評価に関する条例・要綱等の策定 3.9 10.6 8.6 32.2 16.9 27.7 戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等の策定 1.3 5.4 8.9 34.4 20.4 29.6 その他の環境影響評価等に係る取組 3.1 13.3 9.0 30.6 17.1 27.0 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等 6.7 38.2 8.0 19.2 8.9 19.0 環境情報の整備と提供 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 100.0 最級保全、歴史的環境への配慮等 9.8 50.0 11.8 12.4 3.9 12.1 健康被害の救済及び予防、公害紛争処理、環境犯罪対策等 6.4 37.0 8.5 18.7 13.0 16.5 貴団体以外の主体の自主的な環境管理の促進 6.6 27.1 10.6 25.4 9.0 21.3 貴団体自らの自主的な環境管理の促進 6.6 27.1 10.6 25.4 9.0 21.3 貴団体自らの自主的な環境管理の促進 6.6 27.1 10.6 25.4 9.0 21.3 貴団体自らの自主的な環境管理の推進 19.1 31.8 10.1 16.9 6.3 15.9 環境教育・環境学習の推進							
化学物質に関するリスクコミュニケーション 3.1 14.4 6.3 30.5 17.6 28.1 重要地域の保全 8.6 42.6 10.2 16.0 7.6 15.0 生態系ネットワークの形成 3.9 24.5 13.6 25.1 10.8 22.2 外来生物等への対策 4.2 37.5 12.4 20.7 7.7 17.5 野生生物の保護管理 4.4 40.5 11.2 19.4 6.7 17.8 自然環境の再生 4.8 40.4 12.4 19.1 7.7 15.6 上記以外の自然との触れ合いの推進 3.1 28.4 12.7 24.2 10.8 20.8 上記以外の自然との触れ合いの推進 7.1 45.2 10.6 16.9 6.0 14.1 環境影響評価に関する条例・要綱等の策定 3.9 10.6 8.6 32.2 16.9 27.7 戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等の策定 1.3 5.4 8.9 34.4 20.4 29.6 その他の環境影響評価等に係る取組 3.1 13.3 9.0 30.6 17.1 27.0 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等 6.7 38.2 8.0 19.2 8.9 19.0 環境情報の整備と提供 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 100.0 景観保全、歴史的環境への配慮等 9.8 50.0 11.8 12.4 3.9 12.1 負団体自らの自主的な環境管理の促進 6.6 27.1 10.6 25.4 9.0 21.3 貴団体自らの自主的な環境管理の推進 19.1 31.8 10.1 16.9 6.3 15.9 環境教育・環境学習の推進 15.5 62.5 8.2 4.7 1.7 7.4				6. 1			
重要地域の保全 8.6 42.6 10.2 16.0 7.6 15.0 生態系ネットワークの形成 3.9 24.5 13.6 25.1 10.8 22.2 外来生物等への対策 4.2 37.5 12.4 20.7 7.7 17.5 野生生物の保護管理 4.4 40.5 11.2 19.4 6.7 17.8 自然環境の再生 4.8 40.4 12.4 19.1 7.7 15.6 里地里山の保全と持続的な利用 5.0 42.7 10.5 17.2 9.8 14.9 海洋・浅海域における自然環境の保全 1.5 16.9 5.2 13.4 35.7 27.3 エコツーリズムの推進 3.1 28.4 12.7 24.2 10.8 20.8 上記以外の自然との触れ合いの推進 7.1 45.2 10.6 16.9 6.0 14.1 環境影響評価に関する条例・要綱等の策定 3.9 10.6 8.6 32.2 16.9 27.7 戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等の策定 1.3 5.4 8.9 34.4 20.4 29.6 その他の環境影響評価等に係る取組 3.1 13.3 9.0 30.6 17.1 27.0 環境情報の整備と提供 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0							
生態系ネットワークの形成 外来生物等への対策 3.9 24.5 13.6 25.1 10.8 22.2 外来生物等への対策 4.2 37.5 12.4 20.7 7.7 17.5 野生生物の保護管理 自然環境の再生 4.4 40.5 11.2 19.4 6.7 17.8 里地里山の保全と持続的な利用 海洋・浅海域における自然環境の保全 5.0 42.7 10.5 17.2 9.8 14.9 海洋・浅海域における自然環境の保全 1.5 16.9 5.2 13.4 35.7 27.3 エコツーリズムの推進 7.1 45.2 10.6 16.9 6.0 14.1 環境影響評価に関する条例・要綱等の策定 3.9 10.6 8.6 32.2 16.9 27.7 戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等の策定 1.3 5.4 8.9 34.4 20.4 29.6 その他の環境影響評価等に係る取組 3.1 13.3 9.0 30.6 17.1 27.0 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等 6.7 38.2 8.0 19.2 8.9 19.0 環境情報の整備と提供 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 10.0 景観保全、歴史的環境への配慮等 9.8 50.0 11.8 12.4 3.9 12.1 健康被害の教済及び予防、公害紛争処理、環境犯罪対策等 6.4 37.0 8.5 18.7 13.0 16.5 貴							
外来生物等への対策 4.2 37.5 12.4 20.7 7.7 17.5 野生生物の保護管理 4.4 40.5 11.2 19.4 6.7 17.8 自然環境の再生 4.8 40.4 12.4 19.1 7.7 15.6 里地里山の保全と持続的な利用 5.0 42.7 10.5 17.2 9.8 14.9 海洋・浅海域における自然環境の保全 1.5 16.9 5.2 13.4 35.7 27.3 エコツーリズムの推進 7.1 45.2 10.6 16.9 6.0 14.1 環境影響評価に関する条例・要綱等の策定 3.9 10.6 8.6 32.2 16.9 27.7 戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等の策定 1.3 5.4 8.9 34.4 20.4 29.6 その他の環境影響評価等に係る取組 3.1 13.3 9.0 30.6 17.1 27.0 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等 6.7 38.2 8.0 19.2 8.9 19.0 環境情報の整備と提供 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 10.0 景観保全、歴史的環境への配慮等 9.8 50.0 11.8 12.4 3.9 12.1 健康被害の救済及び予防、公害紛争処理、環境犯罪対策等 6.4 37.0 8.5 18.7 13.0 16.5 貴団体以外の主体の自主的な環境管理の推進							
野生生物の保護管理 4.4 40.5 11.2 19.4 6.7 17.8 自然環境の再生 4.8 40.4 12.4 19.1 7.7 15.6 里地里山の保全と持続的な利用 5.0 42.7 10.5 17.2 9.8 14.9 海洋・浅海域における自然環境の保全 1.5 16.9 5.2 13.4 35.7 27.3 エコツーリズムの推進 3.1 28.4 12.7 24.2 10.8 20.8 上記以外の自然との触れ合いの推進 7.1 45.2 10.6 16.9 6.0 14.1 環境影響評価に関する条例・要綱等の策定 3.9 10.6 8.6 32.2 16.9 27.7 戦略的環境が要評価等に係る取組 3.1 13.3 9.0 30.6 17.1 27.0 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等 6.7 38.2 8.0 19.2 8.9 19.0 環境情報の整備と提供 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 100.0 景観保全、歴史的環境への配慮等 9.8 50.0 11.8 12.4 3.9 12.1 健康被害の救済及び予防、公害紛争処理、環境犯罪対策等 6.4 37.0 8.5 18.7 13.0 16.5 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>							
自然環境の再生		4. 4	40. 5	11. 2	19. 4	6.7	17.8
里地里山の保全と持続的な利用5.042.710.517.29.814.9海洋・浅海域における自然環境の保全1.516.95.213.435.727.3エコツーリズムの推進3.128.412.724.210.820.8上記以外の自然との触れ合いの推進7.145.210.616.96.014.1環境影響評価に関する条例・要綱等の策定3.910.68.632.216.927.7戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等の策定1.35.48.934.420.429.6その他の環境影響評価等に係る取組3.113.39.030.617.127.0調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等6.738.28.019.28.919.0環境情報の整備と提供0.00.00.00.00.00.0100.0景観保全、歴史的環境への配慮等9.850.011.812.43.912.1健康被害の救済及び予防、公害紛争処理、環境犯罪対策等 貴団体以外の主体の自主的な環境管理の促進6.437.08.518.713.016.5貴団体自らの自主的な環境管理の推進19.131.810.116.96.315.9環境教育・環境学習の推進15.562.58.24.71.77.4		4.8	40. 4	12. 4	19. 1	7.7	15. 6
エコツーリズムの推進 3.1 28.4 12.7 24.2 10.8 20.8 上記以外の自然との触れ合いの推進 環境影響評価に関する条例・要綱等の策定 戦略的環境でセスメントに関する条例・要綱等の策定 3.9 10.6 8.6 32.2 16.9 27.7 戦略的環境影響評価等に係る取組 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等 3.1 13.3 9.0 30.6 17.1 27.0 環境情報の整備と提供 景観保全、歴史的環境への配慮等 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 10.0 貴団体以外の主体の自主的な環境管理の促進 貴団体自らの自主的な環境管理の推進 6.6 27.1 10.6 25.4 9.0 21.3 環境教育・環境学習の推進 15.5 62.5 8.2 4.7 1.7 7.4			42.7	10.5	17. 2	9.8	14. 9
エコツーリズムの推進 3.1 28.4 12.7 24.2 10.8 20.8 上記以外の自然との触れ合いの推進 環境影響評価に関する条例・要綱等の策定 戦略的環境でセスメントに関する条例・要綱等の策定 3.9 10.6 8.6 32.2 16.9 27.7 戦略的環境影響評価等に係る取組 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等 3.1 13.3 9.0 30.6 17.1 27.0 環境情報の整備と提供 景観保全、歴史的環境への配慮等 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 10.0 貴団体以外の主体の自主的な環境管理の促進 貴団体自らの自主的な環境管理の推進 6.6 27.1 10.6 25.4 9.0 21.3 環境教育・環境学習の推進 15.5 62.5 8.2 4.7 1.7 7.4		1.5	16.9	5. 2	13. 4		
環境影響評価に関する条例・要綱等の策定 3.9 10.6 8.6 32.2 16.9 27.7 戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等の策定 1.3 5.4 8.9 34.4 20.4 29.6 その他の環境影響評価等に係る取組 3.1 13.3 9.0 30.6 17.1 27.0 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等 6.7 38.2 8.0 19.2 8.9 19.0 環境情報の整備と提供 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 100.0 景観保全、歴史的環境への配慮等 9.8 50.0 11.8 12.4 3.9 12.1 健康被害の救済及び予防、公害紛争処理、環境犯罪対策等 6.4 37.0 8.5 18.7 13.0 16.5 貴団体以外の主体の自主的な環境管理の促進 6.6 27.1 10.6 25.4 9.0 21.3 貴団体自らの自主的な環境管理の推進 19.1 31.8 10.1 16.9 6.3 15.9 環境教育・環境学習の推進 15.5 62.5 8.2 4.7 7.4	エコツーリズムの推進	3. 1	28.4	12. 7	24. 2	10.8	
戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等の策定 1.3 5.4 8.9 34.4 20.4 29.6 その他の環境影響評価等に係る取組 3.1 13.3 9.0 30.6 17.1 27.0 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等 6.7 38.2 8.0 19.2 8.9 19.0 環境情報の整備と提供 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 100.0 目標機能書の教済及び予防、公害紛争処理、環境犯罪対策等 6.4 37.0 8.5 18.7 13.0 16.5 貴団体以外の主体の自主的な環境管理の促進 6.6 27.1 10.6 25.4 9.0 21.3 貴団体自らの自主的な環境管理の推進 19.1 31.8 10.1 16.9 6.3 15.9 環境教育・環境学習の推進 15.5 62.5 8.2 4.7 1.7 7.4	上記以外の自然との触れ合いの推進	7. 1		10.6	16. 9	6.0	14. 1
戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等の策定 1.3 5.4 8.9 34.4 20.4 29.6 その他の環境影響評価等に係る取組 3.1 13.3 9.0 30.6 17.1 27.0 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等 6.7 38.2 8.0 19.2 8.9 19.0 環境情報の整備と提供 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 100.0 身観保全、歴史的環境への配慮等 9.8 50.0 11.8 12.4 3.9 12.1 健康被害の救済及び予防、公害紛争処理、環境犯罪対策等 6.4 37.0 8.5 18.7 13.0 16.5 貴団体以外の主体の自主的な環境管理の促進 6.6 27.1 10.6 25.4 9.0 21.3 貴団体自らの自主的な環境管理の推進 19.1 31.8 10.1 16.9 6.3 15.9 環境教育・環境学習の推進 15.5 62.5 8.2 4.7 1.7 7.4	環境影響評価に関する条例・要綱等の策定	3.9	10.6	8.6	32. 2	16.9	27. 7
その他の環境影響評価等に係る取組 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等 3.1 13.3 9.0 30.6 17.1 27.0 環境情報の整備と提供 景観保全、歴史的環境への配慮等 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 100.0 健康被害の救済及び予防、公害紛争処理、環境犯罪対策等 貴団体以外の主体の自主的な環境管理の促進 6.4 37.0 8.5 18.7 13.0 16.5 貴団体自らの自主的な環境管理の推進 19.1 31.8 10.1 16.9 6.3 15.9 環境教育・環境学習の推進 15.5 62.5 8.2 4.7 1.7 7.4	戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等の策定			8.9	34. 4		29. 6
環境情報の整備と提供 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 100.0 100.0 景観保全、歴史的環境への配慮等 9.8 50.0 11.8 12.4 3.9 12.1 健康被害の救済及び予防、公害紛争処理、環境犯罪対策等 6.4 37.0 8.5 18.7 13.0 16.5 貴団体以外の主体の自主的な環境管理の促進 6.6 27.1 10.6 25.4 9.0 21.3 貴団体自らの自主的な環境管理の推進 19.1 31.8 10.1 16.9 6.3 15.9 環境教育・環境学習の推進 15.5 62.5 8.2 4.7 1.7 7.4		3. 1	13.3	9.0	30.6	17. 1	27. 0
環境情報の整備と提供 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 100.0 景観保全、歴史的環境への配慮等 9.8 50.0 11.8 12.4 3.9 12.1 健康被害の救済及び予防、公害紛争処理、環境犯罪対策等 6.4 37.0 8.5 18.7 13.0 16.5 貴団体以外の主体の自主的な環境管理の促進 6.6 27.1 10.6 25.4 9.0 21.3 貴団体自らの自主的な環境管理の推進 19.1 31.8 10.1 16.9 6.3 15.9 環境教育・環境学習の推進 15.5 62.5 8.2 4.7 1.7 7.4	調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等	6.7	38. 2	8.0	19. 2	8.9	19.0
健康被害の救済及び予防、公害紛争処理、環境犯罪対策等 貴団体以外の主体の自主的な環境管理の促進 貴団体自らの自主的な環境管理の推進 電境教育・環境学習の推進 15.5 62.5 8.2 4.7 1.7 7.4		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
貴団体以外の主体の自主的な環境管理の促進 貴団体自らの自主的な環境管理の推進6.627.110.625.49.021.3貴団体自らの自主的な環境管理の推進19.131.810.116.96.315.9環境教育・環境学習の推進15.562.58.24.71.77.4	景観保全、歴史的環境への配慮等	9.8	50.0	11.8	12. 4	3.9	12. 1
貴団体自らの自主的な環境管理の推進 19.1 31.8 10.1 16.9 6.3 15.9 環境教育・環境学習の推進 15.5 62.5 8.2 4.7 1.7 7.4	健康被害の救済及び予防、公害紛争処理、環境犯罪対策等	6.4	37.0	8. 5	18. 7	13.0	16. 5
環境教育・環境学習の推進 15.5 62.5 8.2 4.7 1.7 7.4	貴団体以外の主体の自主的な環境管理の促進	6.6	27. 1	10.6	25. 4	9.0	21. 3
	貴団体自らの自主的な環境管理の推進	19. 1	31.8	10. 1	16. 9	6.3	15. 9
国際的取組 1.5 8.2 6.3 27.0 27.8 29.3	環境教育・環境学習の推進	15. 5	62.5	8. 2	4. 7	1.7	7.4
	国際的取組	1.5	8.2	6.3	27. 0	27.8	29. 3

(注)網掛けは50%以上を示す、対象は1,306市区町村

ウ 環境施策に関連する情報提供の方法

環境施策の実施にあたり、自治体が情報提供を行う際に利用する方法や媒体について全体では、「広 報等への掲載」が90.0%で最も高く、次いで、「ホームページへの掲載」の85.6%、「環境セミナー、 環境講座、展示会等を通じた提供」の 71.1%が高い。また、「パンフレット等の作成」(59.4%)、「環 境白書等の作成」(55.7%)等の紙媒体による方法も5割を越える。都道府県、政令指定都市では、す べての項目で採用率が高く、おおむね9割を超える。市区町村では、「ホームページへの掲載」(84.3%)、 「広報等への掲載」(89.2%)の2項目が比較的割合が高い。

(%) 全体 都道府県 政令指定都市 市区町村 (n=751)(n=686)(n=47)(n=18)区分 用 検討中 用 検討中 用 検討中 用 検討中 テレビ・ラジオ等の報道機関を用いた広報 35. 8 8.8 95.7 0.088.9 0.030.3 9.6 84.3 ホームページへの掲載 85.6 100.0 100.0 10.0 0.00.0 10.9 広報等への掲載 90.0 5.9 97.9 0.0 100.0 0.0 89.2 6.4 55.7 パンフレット等の作成 59.4 15.6 97.9 2.1 100.0 0.0 16.9 0.0 環境セミナー、環境講座、展示会等を通じた提供 12.4 97.9 94.4 68.7 13.6 71.1 0.0 環境白書等の作成 55. 7 11.5 97.9 0.0 100.0 0.0 51.6 12.5

2.0

17.0

4.3

11.1

5.6

図表5-14 環境施策に関連する情報提供の方法

5.6

1.7

4.7

(注)網掛けは各基本属性の中で「採用」の上位3項目を示す。

その他

資料:環境省「環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査」(平成21年度)

エ 環境施策推進過程における住民等の意見取入の方法

環境施策推進過程における住民等の意見取人の方法について全体では、『審議会等』が 60.2%で最 も高く、次いで、『アンケート』の 44.8%、『意見交換会、説明会、公聴会等』の 40.6%が高い。「都道 府県」、「政令指定都市」は『個別のヒアリング』を実施している割合がそれぞれ 78.7%、72.2%と項 目間では比較的割合が低いが、他の方法は、約9割からすべての自治体が実施している。「市区町村」 では『審議会等』が約6割で比較的高く、次いで、『アンケート』、『意見交換会、説明会、公聴会』 が約4割で高い。

図表5-15 環境施策推進過程における住民等の意見取入の方法

(%)

	全	体	都道	府県	政令指	定都市	市区	町村
区分		(n=751)		(n=47)		(n=18)		886)
	採用	検討中	採用	検討中	採用	検討中	採用	検討中
意見交換会、説明会、公聴会	40.6	22. 5	93.6	4. 3	88. 9	5. 6	38. 1	23.4
個別のヒアリング	15. 7	16.6	78.7	6.4	72. 2	5.6	12.6	17. 1
審議会等	60. 2	12. 2	100.0	0.0	100.0	0.0	58.3	12.8
パブリック・コメント	39. 2	21.0	100.0	0.0	94. 4	0.0	36. 2	22. 1
アンケート	44.8	20.0	93.6	0.0	100.0	0.0	42.3	21.0
その他	2. 2	2.0	6.4	4.3	5. 6	5. 6	2.0	1.9

(注)網掛けは各基本属性の中で「採用」の上位3項目を示す。

オ 環境保全に係る取組への参加人数

環境保全に係る取組への参加人数について全体では、『0 人』が 28.9%で最も高く、次いで、『1、001~10、000 人』の 28.2%、『10、001 人以上』の 20.5%が高い。「都道府県」、「政令指定都市」は『10、001人以上』が 7割台で比較的高く、「市区町村」では『0 人』と『1、001~10、000 人』の割合が 2割り台で比較的高く地域差がうかがえる。『10、001人以上』は全体の 20.5%に対し、「50万人以上」の人目規模では 70.4%と高いのが特徴的である。

図表5-16 環境保全に係る取組への参加人数(団体別)

(%)

マハ	全体	都道府県	政令指定都市	市区町村
区分	(n=751)	(n=47)	(n=18)	(n=686)
0人	28. 9	12.8	16. 7	29.8
1~100 人	5. 5	0.0	0.0	5. 9
101~1,000 人	14.8	2.1	0.0	15.7
1,001~10,000 人	28. 2	12.8	0.0	29. 2
10,001 人以上	20. 5	70. 2	77.8	17.4

(注)網掛けは40%以上を示す。

資料:環境省「環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査」(平成21年度)

図表5-17 環境保全に係る取組への参加人数(人口規模別)

(%)

	1万人未満	1万人以上	10 万人以上	30 万人以上	50 万人以上
区分		10 万人未満	30 万人未満	50 万人未満	
	(n=304)	(n=760)	(n=181)	(n=45)	(n=81)
0人	41. 1	29. 3	15. 5	22. 2	12.3
1~100 人	10. 5	5. 1	1.7	4.4	0.0
101~1,000 人	26. 3	12. 2	14. 4	4. 4	2.5
1,001~10,000 人	19. 7	34. 5	26.0	20.0	11.1
10,001 人以上	0.3	16. 7	40.9	48. 9	70.4

(注)網掛けは40%以上を示す。

3 先進地域における取組

(1) エコまちづくりのタイプ

近年の環境問題は、都市交通公害や閉鎖性水域の水質の悪化のような身近な問題から、オゾン層の破壊、地球温暖化、熱帯林の大規模な開発に伴う生物多様性の減少のような地球規模の問題まで、広範囲にわたって複雑化、多様化している。地方自治体ではそれらに対応するため、これまでの資源・エネルギーの大量使用に依存した大量生産、大量消費型の生産と消費パターンを見直し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を目指したエコまちづくりを推進する必要がある。

地方自治体で導入されているエコまちづくりのタイプをみると、団体の規模や目的・視点により様々なタイプのエコまちづくりが構築されている。高岡市福岡町地域の資源を元に、代表的な考え方・方向性を整理すると、下記のとおり方向性1「先端的・先進的なエコまちづくり」、方向性2「多様な市民参加が可能なエコまちづくり」、方向性3「地域活性化と連動したエコまちづくり」の3つに分類できる。

図表5-18 エコまちづくり3つの考え方・方向性の関係 方向性1 先端的・先進的なエコまちづくり 電力会社や地元企業と 連携したスマートシティの実現 小矢部川の再生 新幹線開業に伴なう 公共交通・エコカ の導入 エコ家電・エコ住宅 環境家計簿等 森林・里山づくり ⊑コと文化 環境写真展 菅田の再生 グリーンカーテン 錦鯉の放流 渡川の桜の植樹 B級グルメづくり 旧北陸街道再生 7世代育成 方向性2 方向性3 地域活性化と連動したエコまちづくり 多様な市民参加が可能なエコまちづくり

- 143 -

図表5-19 エコまちづくりのタイプ別の概要

			Ι.
	方向性 1 先端的・先進的なエコまちづくり	方向性2 多様な市民参加が可能な エコまちづくり	方向性3 地域活性化と連動した エコまちづくり
概要	・最新、先端のエコの考え方、技術をまちづくりに取り入れて、CO2削減などの具体的な方向性や目標等を掲げて、全国的(世界的)に注目するまちづくりを推進・国との連携(環境モデル都市の指定)、産学との連携等により、安定的・専門的な推進体制を確保・スマートシティ(地域全体でエネルギーの効率的利用)、次世代型創エネ(太陽光発電)	・環境問題やエコ活動に関心がある 人だけではなく、さまざまな住民 が環境問題やエコ活動に取り組む ことから、地域全体の環境やエコ の意識を高めたり、社会的に根の 張った組織や活動を育成 ・地域住民をはじめ、地域コミュニ ティ(自治会組織)、企業、学校、 行政等がパートナーシップ型の関 係を構築し、多様なライフステー ジにおいて活動を展開(環境学習、 ボランティア活動等)	・エコのテーマ性やエコ活動の魅力などを活かし、地域の活性化の取り組みと連動・エコの視点から、従来にはなかった新たなまちづくり活動の創出や人材の発掘が可能・地産地消、エコ農業等による新たな地域ブランド品(特産品)開発、エコを掲げたまちづくり(中心市街地活性化)、エコ活動を通じた世代間交流事業
・未来志向型の新しい まちづくりが可能 ・知名度や地域ブランドの ・知名度の地域ブランドの 確保が可能 ・地域住民のエコの視野・視力 拡大		・生活に密接した内容・活動が多く、 多様な住民の参加が可能 ・住民のアイデア等も活用可能で、 効果の実感や検証も地域で可能	・まちづくりと連動させることにより、 楽しいエコ活動、魅力あるエコ活動 の展開が可能 ・地域の発展、活性化等が期待でき、 地元企業、商店街等の参加・協力が 容易
課題	・行政や企業の主導による取り組みが多い ・安定的な財源や専門的人材の確保 ・国や企業、大学等の連携が必要	・地域の独自性が打ち出しにくく、 他の地域と類似した活動が多くなる ・家庭などでの地道な取り組みが中 心で、活動を続ける意欲が低下す る可能性あり	「エコ」が目的ではなく、手段となってしまう危険性がある地域活性化の効果が限定的であったり、エコ活動の成果が乏しくなることがある
名称	┃ ブリット・シティ とよた」	・ストップ温暖化! 100 万人参加プロジェクト (静岡県 静岡市)	・地産地消型の日替わりシェフレスト ランのオープン (京都府 亀岡市)
事例①概要	取組から、CO2 の排出量を 2050	・静岡市は平成20年に「やらざあ静岡!温暖化防止大作戦」(地球温暖化対策地域推進計画)を策定・静岡市を活動の場とする人を対象に、家庭、学校、会社などで、それぞれの特性に応じた取組を展開し、市域が一体となった取組の輪へと拡大・子どもから成人までが参加できる省エネチャレンジシートを作成・公開し、多様な市民が参加	・亀岡市では、元気な農業、まちの賑わい創出を目標に、地産地消の取り組みを推進・地産地消型日替わりシェフレストラン「かめおか四季菜」をオープン。地元食材の使用により食の安全性や流通コストの削減を実現・地元市民が日替わりでシェフを努め、地元農業にこだわったランチ料理を提供
名称	発電施設 (メガソーラー) の整備 (大阪府 堺市)	・環境家計簿を取り入れて家庭の CO2排出を把握 (岩手県 一関 市)	・東京に最も近い千枚田の保全オーナー制度の創設 (千葉県 鴨川市)
事 例 ② 概 要	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・一関地球温暖化対策地域協議会では、家庭で簡単に CO2 の排出量を計算することができる「環境家計簿」を一関市内全世帯に配布・多くの家庭が環境家計簿に取り組むことで、各家庭の取り組みがどのレベルにあるかを認識し、行動することで、「地球環境にやさしいまち いちのせき」の創造を推進	・鴨川市の「大山千枚田」は、平成1 1年に「日本の棚田百選」に選定、 平成14年に千葉県指定名勝になり、東京から来訪者が増加 ・田舎暮らし支援、都市農村交流を目標に地域資源総合管理施設「棚田倶楽部」を設立 ・棚田の維持保全と体験交流等を目的に「棚田オーナー制度」を創設し、 平成21年現在、オーナー130組

資料:全国市長会「環境都市の挑戦」都市における低炭素社会に向けたまちづくり事例集(平成21年12月)をもとに作成

(2) 先進事例地域による取組(事例調査)

地方自治体で導入されているエコまちづくりの先進的な事例を調査するため、長野県飯田市、京都 府亀岡市、埼玉県飯能市においてヒアリング調査を実施した。調査の概要は、下記のとおりとなって いる。

図表5-20 調査の概要(事例調査)

区分	摘要	
調査対象	長野県飯田市、京都府亀岡市、埼玉県飯能市	
調査項目	○地域概況(環境問題・課題、住民意識、まちづくりの経緯等)○環境施策に係る基本理念、計画、主要(重点)施策、行政体制等の状況○環境施策に係る取組の経緯○主要環境施策の内容(①事業経緯、②問題点・課題、③効果・成果、④事業費、⑤推進体制)等	
調査方法	事務局(市、機構)が訪問聴取調査	
実施時期	平成 23 年 1 月実施	

事例①

バイオマスを利用した堆肥センター

組織名 飯田市産業経済部農業課

所在地 長野県飯田市下久堅下虎岩317-19他

事業名 県営中山間地総合整備事業農業集落環境施設整備

調査対象 飯田市産業経済部農業課生産振興係



【地域の概況】

- 飯田市は、日本のほぼ中央に位置し、長野県の最南端、いわゆる伊那谷における中心都市である。
- 人口 約10万6千人、世帯 約3万8千世帯 (平成21年4月末)。
- 面積 約 660km² (林野率 84.3%)

【環境の概況】

- ○南アルプスと中央アルプスに挟まれ、その中央を天竜川が北から南へ流れており、市域中、天竜川最下流部(標高約300m)から南アルプスの聖岳(標高3,013m)まで、標高差2,700mを超え、美しさと変化に富んだ地形をしている。
- 天竜川沿いの氾濫原には水田が多く、段丘上やそれに続く扇状地には果樹園が多い。段丘崖には樹木が繁茂している。周辺部の多くは山林であるが、山あいには谷地田が、日当たりの良い傾斜地には段々畑が点在している。
- 堆肥センター及び木質バイオマス (ペレットストーブ) は、平成 17 年度バイオマス利活用優良表彰において農村 振興局長賞を受賞

【環境施策・まちづくりの問題点・課題】

- 畜産業者の高年齢化により、次世代の担い手が減少する傾向にある。(飯田市の場合、比較的順調に世代交代が進んでいる。)
- ○都市部「消費者」と農村部「生産者」の結びつきを強くし、循環するシステム構築を目指している。
- 堆肥の品質を維持するため、異物の混入を防ぐことが不可欠なうえ、混合する割合が決まっている。そのため、混合する生ごみの質及び量には注意が必要である。

【環境施策・まちづくりの取り組み】

- ○整備事業費合計 256,000 千円 (国 55%、県 30%、市 10%、地元 5%)。
- 運営方式は酪農組合、農協、飯田市の共同出資による第三セクターの有限会社。それぞれが、製造、施設の維持管理、堆肥の消費・販売、生ごみの収集 等を担当。
- ○住宅が集合している地区の住民(約3千世帯)の協力により、排出ルールの定められた、異物や塩分の少ない生ご みの提供を受け、農村部で発生するバイオマスと混合している。

【環境施策等の効果】

- 〇 バイオマス資源として利用することによるごみ処分量の減量。(牛ふん 10t/ 日、家庭生ごみ 3t/ 日、きのこ菌床栽培の廃培地 6t/ 日)
- ○堆肥製造者から農作物生産者への循環により、事業としては単年度黒字経営。

【ヒアリング要旨】

建設目的について

ごみ焼却施設の建て替えにあたり、焼却ごみの減量化が大きな課題であった。

研究について

平成9年頃から生ごみ堆肥化について検討を行った。当初、家庭生ごみだけでの堆肥化を検討したが、では多くの問題が予想された。そこで、地域のバイオマスについて調査したところ、現行の家畜排せつ物及び菌床の廃培地を混合する方式により実験することとした。

事業化について

平成12年にアンケートを実施し、平成13年8月から2年間、中心市街地においての生ごみ回収及び蓄ふん等との混合による堆肥化実験事業を実施した後、平成16年に竣工した。酪農協会が運転管理、農協が堆肥の流通販売、飯田市が生ごみの回収等、全体的な事業調整を行う、第三セクター方式の有限会社として運営している。会社の設立は平成15年7月であり、運営状況は累積損失なしで良好である。

堆肥について

製造した堆肥は畜産業者の牧草地を中心に、一般市民の家庭菜園にも利用されている。議会などから生ごみの収集拡大を求められているが、品質確保のために受け入れられない状況である。

事例②

飯田市環境モデル都市・行動計画地域経済活性化プログラム 2010 他

組織名 飯田市水道環境部地球温暖化対策課 他

所在地 長野県飯田市大久保町2534

事業名 地場産業等振興事業、ものづくり製品開発等支援事業

調査対象 飯田市水道環境部地球温暖化対策課地球温暖化対策係、 ISO 推進係



【地域の概況】

- 飯田市は、日本のほぼ中央に位置し、長野県の最南端、いわゆる伊那谷における中心都市である。
- 人口 約10万6千人、世帯 約3万8千世帯 (平成21年4月末)。

【環境の概況】

- ○南アルプスと中央アルプスに挟まれ、その中央を天竜川が北から南へ流れており、市域中、天竜川最下流部(標高約300m)から南アルプスの聖岳(標高3,013m)まで、標高差2,700mを超え、美しさと変化に富んだ地形をしている。
- 天竜川沿いの氾濫原には水田が多く、段丘上やそれに続く扇状地には果樹園が多い。段丘崖には樹木が繁茂している。周辺部の多くは山林であるが、山あいには谷地田が、日当たりの良い傾斜地には段々畑が点在している。

【環境施策・まちづくりの問題点・課題】

- ○地域の経済自立度を高めるために「地域ぐるみ」による運動の展開が不可欠である。
- ○産業界、市民、行政が意識の共有を図り、新しい地域の結集が必要である。
- ○業種を超えた新しい連携による「域産域消」の形成が必要である。

【環境施策・まちづくりの取り組み】

- 精密・電子・光学などの分野の企業グループ「NESUC-IIDA (ネスクーイイダ)」を構成し、「飯田モデル」の LED 防犯灯を開発し、設置している。
- LED 防犯灯設置費 21,000 千円
- 自然・環境と調和した「低炭素社会・飯田」づくりに伴い、環境モデル都市行動計画の推進に基づき、設置主体は 危機管理・交通対策室が実施。
- ○環境に配慮した企業との連携を行い、持続的な発展が図れるように、地域全体の環境意識の向上を行っている。

【環境施策等の効果】

- ○防犯灯 LED による省エネルギー化。
- ○地元企業の開発製品の地域ブランド化が進み、新たな市場の開拓が期待できる。
- ○地元企業の技術力向上によって、地域の発展に寄与する。

【ヒアリング要旨】

製品開発について

ものづくりの拠点である(財)飯伊地域地場産業振興センターにて産官学連携して「飯田モデル」の製品開発を行っている。NESUC-IIDA及び地元企業18社共同により省電力・低価格・小型化LED防犯用の開発に成功した。

展開について

平成 22 年度は飯田市内にある防犯灯 3,000 本を LED 化する予定。また環境モデル都市をはじめ、他の自治体への 販売促進を実施している。

低炭素なライフスタイルについて

市民の取り組みやすいところから、共感と協働によるまちづくりの手法によりエコライフのすすめを行っている。 取り組みの一つに自転車の利用がある。飯田市はかねてから自転車レースなどを実施して「自転車のまちづくり」を 行ってきた。そこで中心市街地等に市民が自由に利用できる自転車を配置し、浸透を図り、低炭素な移動手段として 期待している。

太陽光発電等について

おひさま進歩エネルギー株式会社(以下、おひさま進歩と略す)が主体となりファンドによる太陽光発電システムの普及を行っている。スタートは「環境と経済の好循環のまちモデル事業(平成のまほろば事業)」からである。平成のまほろば事業関連では飯田市内の ESCO 事業(おひさま進歩)、ペレットボイラー・ストーブ導入事業(ペレットの製造は南信バイオマス協同組合)を行っており、初期投資として平成16年度から平成18年度まで約4億円の交付金を受けている。現在、まほろば事業の際に結成された事業体により、事業が推進されており、飯田市が協力する形になっている。

地域ぐるみ環境 ISO 研究会について

平成8年に地域工業の活性化を目指し、飯田市内の企業3社で「改善研究会」が発足した。平成9年に飯田市役所などが加わり「地域ぐるみでISOへ挑戦しよう研究会(事務局は多摩川精機(株)及び飯田市役所)」として、地域の企業力向上のための勉強会として活動してきた。ISO 取得企業も増加し、維持をしていくための外部監査費用がかさみ始めたことにより、環境マネジメントシステムを地域力向上の手段として持続可能な発展を行うために「地域ぐるみ環境ISO研究会」として現在に至っている。

活動内容は ISO14001 の認証取得及び維持するための技術や知識の共有をすること。そして環境活動により市民意識を高め、飯田版 ISOを構築し、小規模事業所まで広げることである。すでに飯田版環境 ISO として南信州いいむす21 として飯田市周辺の地域も巻き込み展開している。

事例③

亀岡カーボンマイナスプロジェクト

所在地 京都府亀岡市安町野々神8

事業名 カーボンマイナスプロジェクト実証実験

調査対象 市民協働課市民活動推進係



【地域の概況】

- ○京都に隣接
- ○人口/93,571 人、世帯 36,878 (2011.1.1 現在)、人口増加を続け、京都府内 3 位の人口を有するが、平成 13 年を ピークに減少に転換

【環境施策・概要】

(1)地域に根ざした主体の形成

炭素隔離型農業による地域エコブランドの確立・運用を通じて、地域社会における農業者、消費者、NPO などが、 地域の主役となった協働連携。

(2) 脱温暖化へ向けた炭素隔離農法の確立

1 ha あたり炭素隔離量として、60 トン/年 (CO2 換算 220 トン/年) の達成。地域バイオマス資源の調達が可能となる制度を提案する。農業者と企業間での CO2 排出量取引制度の設計。

- (3)環境共生社会の実現へ向けた都市・農村連携システムの確立
 - エコブランド (クールベジタブル) の販売先の確保。エコポイントを媒介とするグリーン購入、クールベジタブル、食育を統合した都市・農村連携システムを試行する。京都府が導入を検討している「京都エコポイント」との連携可能性の検討
- (4) 学校給食を通じた環境食育教育(市内小中学校)
- ○平成 21 年度「循環・共生・参加まちづくり表彰」(環境大臣表彰)、第4回マニフェスト大賞「地域環境政策賞」 ノミネート、平成 21 年度豊かなむらづくり全国表彰(平成 21 年 10 月 農林水産大臣から)

【環境施策・まちづくりの問題点・課題】

- ○阪神圏とのアクセス整備、市内滞留への仕掛け、市内販売(地産地消)の仕掛け(46.9%)
- ○農耕地の利活用と新産業創出、観光資源(保津川下り・湯の花温泉・トロッコ電車など)との連携・活用
- ○町屋、資源景観地の活性化アセスメント、市民の活性化に対する意識高揚、人材育成

【亀岡カーボンマイナスプロジェクトの概況】

- ○農村部で地域バイオマスの炭素化を農業利用することで、埋設・炭素隔離し、その見返りを都市部から農村部に資金が流れる新たな仕組みを設計し、実効性を検証する。(世界初)
- ○平成20年11月から亀岡市、立命館大学地域情報研究センター、龍谷大学、地元関係機関などが連携し、市内の農地(不耕作農地・法人管理)で、未利用バイオマス(未利用竹端材・食品残渣等)から作られた炭を牛フン堆肥に混ぜて土の中に入れて炭素を隔離するプロジェクトを進めている。
- ○炭を埋めることによって、石油などの化石燃料等の利用により増加するCO2 を相殺(オフセット)し、そのオフセット分を排出権取引の中で農村から都市部のCO2 発生者へ販売する、都市から農業地域に資金流入の仕組みづくり
- ○この炭堆肥を使って栽培された地球に優しい農産物「クールベジタブル」(略称:クルベジ)の地域内循環を目指して、経済の活性化と地域協働による新たな社会システムの開発を行っている。
- ○現在、府の「京都エコポイント(案)」と連携の可能性を検討中
- ○財源…計画策定したが予算化なし、
- ○体制…小・中学校、保育所、大学、行政、農業関係組合法人、企業等でプロジェクトチーム創設。

【環境施策等の効果】

- 亀岡土づくりセンターの協力による炭堆肥製造実験。農事組合ほづの協力による炭素隔離農法による小麦栽培、土 壌中の炭素隔離量の定量、農作物生育実験。
- ○CO2 以外の温室効果ガスの排出・吸収量測定による炭素隔離効果検証。
- ○地域課題となっている放置竹林を伐採し、簡易炭化機を使った竹炭づくり。
- ○ほづの農場で精生産されたキャベツを出荷 (クールベジタブル) による市場調査。
- ○小麦 (クルベジ) を使った地元オリジナル産品の試食会。

【ヒアリング要旨】

課題

- (1) 実験圃場として不耕作農地が多い
- (2) 山林・竹林などのバイオマス資源が多い
- (3) 京阪神と近い

スタートした理由

2008 年秋から農家や地域の人、市役所、大学、小・中学校、保育所、大学、企業などたくさんの市民や学生が協力して亀岡カーボンマイナスプロジェクトを組んでいる。このプロジェクトは炭を使って野菜を作り、農業を元気にするとともに、炭を地中に埋めて空気中の CO2 を減らし、「地球温暖化」を防止している。

取り組み内容

- 1. 不耕作農地 20ha を集め、実験圃場として法人管理で耕す(小麦・水稲・キャベツ・葱など)
- 2. 地元の人たちと地元における放置竹林の竹を伐採し簡易炭化機を使って竹炭づくり
- 3. バイオマス炭化物の田畑への土中埋設し、炭素隔離実験
- 4. 主たる資金還流方策として、炭素隔離に基づいた農業者と企業間で CO2 排出量取引制度の設計
- 5. 副次的な資金還流方策として、農作物エコブランド戦略の設計とマーケティング (炭素隔離農法により生産された農作物をクールベジタブルとして付加価値販売)
- 6. 京都府が導入を検討している「京都エコポイント(案)」との連携可能性の検討
- 7. 親子食育・環境教育(保育所及びその家庭)、里山保全活動、クルベジ博士(紙芝居・エコ親子)

役割分担について

- (1) プロジェクト技術面……立命館大学地域情報研究センター
 - ・炭堆肥づくり、実験作物選定、クルベジマーケティング
 - ・CO2 排出権取引制度研究(都市部から農村部に資金が流れる新たな仕組みづくり)
 - ・農山村部で地域バイオマスの炭化物を農業利用することによって埋設・炭素隔離を行い、その実効性を検証する。
 - ・2008 年度は、バイオマス炭化物の田畑散布を通じた温室効果ガスの発生抑止実験として、亀岡土づくりセンターの協力による炭堆肥製造実験や、農事組合法人ほづの協力による炭素隔離農法での小麦の栽培、京都学園大学との連携による土壌中の炭素隔離量の定量、農作物生育実験などを行う。
 - ・2009 年度は、保津カーボンマイナス協議会・京都大学とも連携し、温室効果ガス (CO2、CH4 (メタン)、N20 (亜酸化窒素)) の地表からの放出量を測定し、炭素隔離効果の試算を行うほか、地域で課題となっている 放置竹林を活用して無煙炭化器による竹炭製造、ほづの農場で生産されたキャベツを出荷し、市場調査などを行う。
- (2) プロジェクトソフト面……龍谷大学
 - ・食育・環境教育の展開、学校給食を通じた教育、コミュニティビジネス展開
 - ・環境活動に市民が主体的に関わることができる仕組みを作るために、保育所や小学校における食育・環境教育を通じて、家庭での環境活動の推進とクールベジタブルへの理解を高める取り組みを行う。 エコポイントやグリーンベルマークのような形で、学校や地域にインセンティブが還元できるよう、地元の銀行や企業、市民の協力や出資を得られるような社会システムの構築を目指す。
 - ・2009 年度は、亀岡市立保津保育所で、計6回の食育教室を実施し、栄養素の基礎や食生活、環境問題などに関する紙芝居や調理体験、親子で取り組む。
- (3) 実証圃場の運営管理……農事組合法人ほづ
- (4)総合的調整……亀岡市
 - ・2010年度は、亀岡市給食センターを通じて、亀岡市全18小学校にクールベジタブルを活用した給食の提供を行い、子どもたちのカーボンマイナスプロジェクトに対する理解を深める。また、環境教育や農業体験など小学生たちのクールベジタブルの栽培や調理体験、エコチェックシートなどを行い、学校や家庭における環境活動への意識を高め、エコポイントによる取り組みの評価の可能性を検討する。

クルベジについて



2010年1月にコープこうべ84店舗でブランドロゴマーク「クルベジ」を付加して販売。2割高くても消費者は環境に良い野菜を買う。

クルベジを使った地元オリジナル産品の試食会やクルベジ (キャベツ) のブランド化 学校農園 4 a 炭堆肥 1 t について、小・中学生がプロジェクト参加

(乗用車4台1年分の排気量削減効果)

その他

今年度、名古屋で開催された、COP10において「亀岡カーボンマイナスプロジェクト」の取り組みについて、紹介したところ、世界初の取り組みであることなど、ヨーロッパから高評を受け、共同研究事業の相談があったので、正式に申し込みがあれば受けたいと考えている。

咸相

二酸化炭素(CO2)排出量削減対策の1つとして、「二酸化炭素(CO2)排出量取引制度」がある。この制度は国や企業間でCO2排出削減量を売買する仕組みのことをいう。 CO2を減らした企業は売却によって資金を獲得でき、CO2削減量を購入した企業は自社のCO2削減計画に充てることができる。

国や東京都は、既に「CO2 排出量取引制度」を設けているが、国の制度は、省エネ型設備への更新が中心となっているため、不況下の中小企業には負担が重いものとなっている。

京都府では、この制度を1歩進め、中小企業やNPO、住民の森林保全活動も対象とする独自の CO2 排出量取引制度を設ける予定で、この制度は、中小企業、住民を参加しやすくするため、照明の明かりを落とすなどの地道なエコ活動も内容に含めている。

環境問題に関連する対応は、とりわけ自然環境がよい富山県(高岡市)でも早急に、積極的に取り組むべき問題であると認識を深め、環境問題は地球レベルの問題ではあるが一人ひとり、個人の問題でもあることを踏まえ、福岡町地域においても、住民・企業など多くの主体と市が協働でアクション・制度設計などに取り組むことが必要になっていると考える。

事例(4)

地産地消 日替わりシェフレストラン「かめおか四季菜」

組織名 亀岡市経済部農政課、地産地消日替わりシェフレストラン運営委員会

所在地 西友亀岡店4階

事業名 コミュニティレストラン運営事業

調査対象 農政課食農交流係、地元産農産物販売・ガレリア朝市地産 地消日替わりシェフレストラン運営委員会会長及び会員



【地域の概況】

- ○京都市の西となりに位置する亀岡市は、隣接する京都市と JR 山陰本線・国道 9 号・京都縦貫自動車道などで結ばれ、また大阪府とも隣接しており、京都市へは電車でも車でも約 20 分、大阪市へは約 1 時間と、暮らしや経済はもちろん、観光にも便利なまち。
- ○人口 93,571 人、世帯 36,878 世帯、着実な人口増加を続け、現在は京都府内 3 位の人口を有する元気なまち

【環境の概況】

- ○亀岡市は、地産地消を軸にした「食・農・健康・にぎわい行動プラン」を策定して、農産物直売所のネットワーク 化、食農教育の推進、農業体験学習、郷土料理講習会、商工や観光との連携などを行ってきた。その中で、地産地 消の新たな可能性と空き店舗活用によるにぎわいの創出を検証するため、20年3月、市民が日替わりでシェフとなるレストラン「かめおか四季菜」を開設した。
- 農林水産省生産局長賞·審査員特別賞受賞

【環境施策・まちづくりの問題点・課題】

- ○西友亀岡店4階にレストラン「かめおか四季菜」は店舗を賃貸しているが、農家の負担を軽減するためにも地産地 消の直販所の近くに店を設けたい。大型スーパーマーケットの「西友」の中に店舗を構えることに会員の賛否両論 があり、施設や場所へのこだわりや来店者の利便性など、行政も参加して試行錯誤している。
- ○レストラン「かめおか四季菜」における市民の活動は、自己実現の場になってもビジネスとしては成り立たっていない。地域に活動が根付くには、理念だけでなく金銭的マネージメントも必要。平日の昼食だけでなく、朝食や午後のお茶を提供したり、日曜日も営業するなどして、2年後には、採算性のある経営へ移行したい。、また、地場産農産物や加工品等の利用を拡充してさらに地産地消を推進するとともに、地元行事と連携して地域文化や郷土料理の発展、継承を進めていきたい。今後の営業時間拡大も見据え、さらに登録数を増やしたい。

【環境施策・まちづくりの取り組み】

- ○市内の空き店舗をレストランに活用し、市が家賃補助と運営費の一部負担を行っている。公募により登録した 26 組の市民(農家、農産物加工グループ等)が日替わりでシェフとなり、自らが考えた献立である 1 日 30 食を 800 円で昼食として提供している。メニューは1種類だが、太巻きや筑前煮等の家庭料理や郷土料理など毎日異なる料理が楽しめる。食材はシェフが調達するが、シェフの自宅で自家栽培したものや、農産物直売所等で入手したものを中心に使用している。このため、旬の食材を使用した料理も多く提供される。市はシェフを依頼するに当たって、バランスの良い料理内容であること、日によって料理の量に偏りが出ないこと、刺身などの生ものは避けること等を指導している。
- 〇主体:地産地消日替わりシェアレストラン運営委員会 開店時間:午前11時30分~午後2時(定休日 月曜日)方法: 亀岡産の地産地消にこだわったランチの提供
- ○売り上げの7割をシェフ、3割を店舗運営費に当て、光熱水費、維持管理費は運営委員会負担。市は場所の提供と 運営補助を行う。
- 運営事業費H19年度~H21年度3,000,000円(調理資材等購入費・店舗改修費・宣伝費・賃貸料)
- H22 年度運営補助金 600 千円·地産地消推進業務補助金 400 千円
- シェフレストラン運営委員会の財源 2,000,000 円 (収益 1,000,000 円、補助 1,000,000 円)

【環境施策等の効果】

- ○21 年度会員数 50 人 開設日 248 日 8,693 食 (1日 35.1 食)
- ○22 年度会員数 33 人開設日 153 日 (9 月まで) 4717 食 (1 日 30.81 食)
- ○食と農の接点として、地場産野菜のおいしさや農村地域に残る伝統食、文化の発信等ができている。
- ○食への関心が高い市民らが多く訪れ、会員の自己実現、地域コミュニティ、地域活性化の一助となっている。

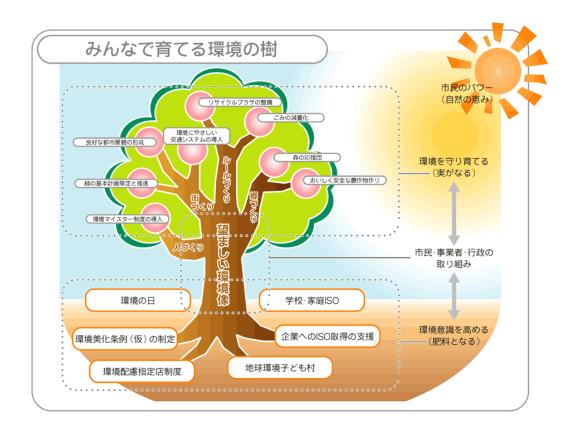
【ヒアリング要旨】

成功の秘訣について

シェフの頑張り

農家の連携

- ○最初は空き店舗を活用して1日20食限定で実証実験として行った
- 亀岡市には大勢の観光客を受け入れるレストランがなかったため、広い空き店舗の敷地は大勢の受け入れが可能 だった。
- ○農地を無駄にしないで地産地消を活用する。
- ○若者に農業の理解と参加、農業の賑わいづくり。
- ○四季菜レストランと農家との連携、関わり方が大事。
- ○レストランでは、レシピや作ったものを並べてPRし作りたくなる気持ちを誘導。地産地消の取組や料理教室なども開催。
- ○シェフグループが自分の知り合いを呼んで賑わい創出を図る
- ○亀岡のものを大切にしたい。
- ○亀岡の地産地消直売所は市内の所々にたくさん設置されている。



事例⑤

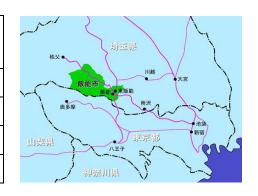
エコツーリズムのまち

組織名 埼玉県飯能市

所在地 埼玉県飯能市大字双柳1-1

事業名 エコツーリズム事業

調査対象 エコツーリズム推進課



【地域の概況】

- ○奥武蔵の豊かな自然に恵まれた飯能市は、都心から約50km、電車で1時間の場所に位置する。昭和29年に市制を施行して飯能市が誕生、平成17年1月1日に名栗村と合併し、新しい「飯能市」となった。
- ○人口: 83,181人、世帯32,659人(平成22年1月)、年々少子高齢化により人口減少が進んでいる。3次産業68.7%、 2次産業30.0%、1次産業1.3%

【環境の概況】

- ○飯能市は、市の総面積の約76%を森林が占める、森林資源の豊富な地域であり、古くから森林と人との永年の共生によって人々の暮らしや文化、歴史、産業が育まれてきた。関東平野と秩父山地が接する場所に位置することから、多様な森林環境や、河川環境が存在。多くの野生動植物を育んできた。また、古い木造校舎や古民家の残る街道、郷愁を誘う山村集落、蔵のあるまちなみなどが残り、獅子舞をはじめとする伝統文化や、農村やまちなか、山間部で育まれてきた生活文化が受け継がれている。
- 〇市では、自然と都市機能とが調和するまちの創造を目指し、平成17年4月1日に「森林文化都市」を宣言した。平成16年環境省のエコツーリズム推進モデル地区に指定、平成20年第4回エコツーリズム大賞受賞、平成21年エコツーリズム推進協議会の「飯能市エコツーリズム推進全体構想」が主務大臣認定を受ける(認定第1号)

【環境施策・まちづくりの問題点・課題】

- ○遠足やハイキング、川遊びで訪れる観光客の多くが、自然に負荷を与える一方で、地域や住民とほとんど関わりを 持つことなく帰ってしまう状況が続いてきた。
- ○都心への通勤圏内であることから主に丘陵地が開発され、動植物の生息地・生育地の消失が進んだ。
- ○飯能市は全国的に著名な「西川材」の産地としてきたが、全国的な林業の不振から管理が行き届かない林も見られるようになっている。
- ○まちなかの商店街の活力低下や、山間部での人口減少と高齢化、それに伴う伝統文化の衰退など
- ○市民は生活の中で取り組めることはしているが、社会的な活動(自然観察会への参加、森林維持活動参加、環境配慮店舗の利用、不法投棄の地域ぐるみ監視など)は取り組みにくい傾向にある。

【環境施策・まちづくりの取り組み】

- エコツーリズムの推進(事業費約1,000万円)
 - 地域の活性化に向けて、市民・企業・NPO等と連携し、自然と共存する美しい地域づくりを進めるとともに、来訪者が豊かな自然環境・人々の暮らしや産業・歴史文化の体験や学習などを通して観光を楽しむエコツーリズムを推進し、交流人口の拡大を図る。
- ○①エコツーリズム推進協議会、②エコツーリズム活動市民の会、③ 飯能市エコツーリズム推進室が連携して基本 方針やコンセプト、ツアーの質を確保する仕組みを構築し、ツアー実施者(住民や市民団体など)が 企画し、ツ アー参加者(参加費負担)を募集して実施。協議会事務局(市)はツアーに同行し、ツアー後は改善点などをモニ タリングし次回のツアー実施に活用。

【環境施策等の効果】

- エコツーリズム参加者 平成17年度10ツアー481人⇒平成21年度80ツアー2,820人(約7倍)
- ○地域振興⇒豊かな自然の中で子育てをする若い世代が増加し、各地域などでは世代を超えたネットワークの輪が広がり、活気に満ちたまちづくりが進められている。
- ○観光振興⇒西川材など地元材を使った家づくりや木工等の取り組みが行われ、山歩きや寺社めぐり、川遊び、公園など市内を訪れる人々も増えている。
- ○環境保全⇒旅行者や住民の環境に対する理解が深まり、環境保全活動への積極的・自発的な取り組みにより、入間 川や高麗川などの水質もきれいになった。また、山林は手入れが徐々に進み、森林や清流を活用した散策なども行われ、多様な体験の場となるとともに環境に配慮した生活文化の定着が期待できる。

【ヒアリング要旨】

Oエコツーリズムとは

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを学ぶとともに対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光の在り方で、地域固有の魅力を内外に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

〇「宝物」は身近な自然と生活文化

飯能市のエコツアーは特別なものを題材にしているのではなく、飯能市にある自然や地域の人々が持っている生活の知恵、衣食住の技術など地域の人と一緒に掘り起こしてツアーを組んでいる。

〇エコツアーのガイダンス

飯能市のエコツアーの基本方針は「すべての地域と人が参加」として、「地域に住む人が地域のことばで地域をガイドする」としている。市民一人ひとりが個性とおもてなしの心、来訪者を楽しませようという気持ちを大切にしている。

〇人材の育成

エコツーリズムオープンカレッジ「ふるさと案内人になろう」を開催し、ガイドを行うための知識や技術を身につけ、地域の魅力を自分たちの言葉で伝えられるよう、魅力的な伝え方、解説の演習、ツアー運営などを実習している。講座の修了者の多くがエコツアーのガイドスタッフとして活躍している。

〇エコツアーの質の確保

基本方針に沿った飯能市が目指すツアーとなるように、内容(ツアー概要・ルート・タイムスケジュール・募集人数・料金・運営スタッフ・安全対策・環境保全・地域住民参加体制など)の事前協議制度を実施している。ツアーを企画した団体・個人は企画シートを提出し、エコツーリズム推進協議会に諮る。環境に負荷がかかるツアーは改善される。

〇新しい自然保護のかたち

放棄された谷津田に水辺をつくったり、竹を伐採してサンショウウオの生息地を復元したり、ブラックバスを駆除したり、直接的に環境保全につながるツアーを実施している。従来の環境保全に強い関心を持った人がボランティアで実施するのではなく、エコツアーというスタイルで楽しみを付加することでこれまで、環境保護活動に関心がなった人も参加するという新しい自然保護の形を提案している。木材の地産地消を見学したり、川の水生植物を観察したりするなど、間接的に環境保全に役立つツアーも実施している。全てのツアーで、自然の保全、廃棄物の抑制、間伐材の食器、公共交通の利用などに取り組み、参加者が環境について考えるように企画段階から配慮している

〇地域の誇りと愛着

飯能市のエコツアーは、今年は100ツアーを実施し、約3,000人が参加している。ツアーは、全て、住民団体や個人、NPOなどが企画・実施した。地域住民が企画・実施することで地域の自然や文化を見つめ直し、来訪者を通じて地域への誇りと愛着心を育むことにつながっている。また、飯能市に移り住む人も増え、これらの人もガイドとして活躍している。よそ者の視点も新たな飯能市の魅力の再発見につながっている。さらに、これまでなかった、世代を超えた交流、新住民と旧住民との交流、専門家と活動家やNPOとの交流などさまざまなコミュニティが生まれている。

Oエコツーリズムのまちとして

エコツーリズムを通じて地域の振興や再生、自然保護、地域経済に還元していく仕組みづくりに取り組む。エコツアーで経済的採算性を取るようにするにはまだまだ難しいが確実に地域が元気になっている。

〇仕組み

基本計画

エコツーリズムの推進によって目指す地域の姿は

自然・文化・人のつながりによて発展する活力ある地域

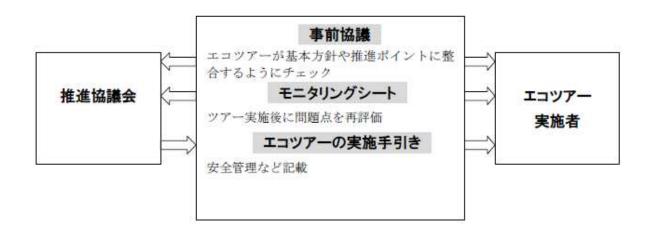
実現するための基本方針

基本方針1 飯能市の自然を保全・再生し、文化を継承して将来へ伝えます

基本方針2 訪れるたびに新たな発見や変化のある楽しく満足できる旅を提供します

基本方針3 すべての地域と住民の参加により、地元への誇りと愛着を育みます

推進ポイント(自然保護・保全のルール)



第6章 福岡町地域における エコ環境づくりの考え方・方向性

第6章 福岡町地域におけるエコ環境づくりの考え方・方向性

1 エコ環境づくりの現状と課題

第1章から第5章までを踏まえ、福岡町地域において今後"エコまちづくり"を積極的に推進するための環境づくりの視点から、(1)エコに係る環境、(2)福岡町地域のまちづくりの2つについて現状と課題を整理した。

(1) エコに係る環境

ア 住民のエコに対する関心の高さと豊富な知識・情報

世帯アンケート調査、関係団体ヒアリング調査、ワークショップ等の結果をみると、福岡町地域の住民のエコに対する関心は高く、また、日常生活と密接性のあるエコ活動については、豊富な知識・情報を有している。こうした傾向は子どもから高齢者まで共通した傾向である。例えば、学校等においては教育や課外活動における子ども達のエコ活動へ高い意欲・関心、自治会、地域女性ネット、長寿会等の地域活動においては地域の環境活動(美化活動、江浚い等)を通じて培った豊富な経験・知識等があげられる。このため、エコの基本や活動の重要性・必要性を知ってもらう意識啓発や情報提供といった初動的な環境づくりの段階は終わり、新たな段階として高い関心や豊富な知識・情報を具体的なエコ活動に結びつけるための環境づくりが求められている。

今後の環境づくり (重信)

住民の高い関心や豊富な情報をエコ活動に結びつける環境づくりへ!

イ エコ活動に対する意識と取組のギャップが存在

エコ活動に対する住民の高い関心がある一方で、実際にエコ活動ができていない住民が少なくない。こうした意識と取組とのギャップが発生する原因として、エコ活動への参加を阻む社会的環境があげられる。世帯アンケート調査結果をみても、エコ活動を実施していない理由として、エコ活動の趣旨や内容に反対の立場をとる世帯の割合は低くく、経済的コストや時間、手間などを課題としてあげる世帯の割合が高かった。自治会などの地域で取り組まれているエコ活動についても、地域住民の賛同がある活動であっても、過疎化や少子高齢化等の影響で、実際に参加できるマンパワーが減少していることなども指摘されている。

今後のエコのまちづくりにおいて、地域主導、市民協働の観点から、広く住民等の参加を進展させていくためには、やりたい人がエコ活動に参加できる環境づくり、住民がエコ活動への参加しやすい環境の構築が求められている。このためには、参加を阻害している社会的課題を解消することが必要となっている。

今後の環境づくり

エコ活動を阻むボトルネックを社会的に解消できる環境づくりへ!

ウ 住民の自主的なエコ活動が不足

世帯アンケート調査、自治会調査の結果をみると、家庭や自治会などで主として取り組まれているエコ活動は、ゴミの分別、資源回収等、行政や企業等が一定のルールや方法を定めた社会規範型のエコ活動が中心となっている。これに対して、住民主導、地域主導によるエコ活動は必ずしも十分に実施されていない。しかし、農水省の「農地・水・環境保全向上対策事業」を活用した地区単位での独自のエコ活動(ホタルの再生、農道の花卉植栽等)の展開、エコポイント制度を活用した各家庭でのエコ関連商品の購入(家電、住宅設備、エコカー等)等、社会的仕組み・制度(インセンティブ)の構築によって住民主導・地域主導に転換し、活性化・活発化したエコ活動もみられる。住民主導型・地域主導型のエコ活動への転換を促進するためには、住民や世帯、地域社会等が主体的にエコの取組を企画し、実行・実践することができるよう、社会的に支援したり、活力を引き出したりする社会的仕組み・制度(インセンティブ)の整備が必要である。

今後の環境づくり

自主的なエコに取り組む社会的インセンティブを整備した環境づくりへ!

エ ライフステージによって異なるエコ活動

住民は家庭だけではなく、地域社会、学校、職場、ボランティア等さまざまな社会組織・活動に所属・参加している。家庭や学校、職場等、住民が所属するそれぞれのライフステージにおいて、住民一人ひとりがエコについて考え、主体的にエコ活動に取り組むことが理想的ではあるものの、各種団体調査結果をみると、各ライフステージによってエコの課題やエコ活動を取り巻く環境が大きく異なる現状にあり、ライフステージの特性に応じたエコ環境づくりが必要な状況にある。例えば、単位自治会ではエコを担当する役員・世話役、部会等の組織が整備されていない地区もみられ、地域の人づくり、組織づくりが重要となっている。学校では、校内活動だけで取り組むことができるエコ活動には限界があり、地域社会との連携や協働、いわゆる"学社連携・協働"といった環境づくりが求められている。職場では、企業・事業所のエコに対する取組姿勢や意欲、エコ活動と両立できる就業環境の整備等が必要となっている。

今後の環境づくり

ライフステージの特性に応じた環境づくりへ!

(2) 福岡町地域のまちづくり

ア 未来に向けた新たなまちづくりのビジョンやプランが必要

合併前の旧福岡町では、平成16年3月に「福岡町総合計画」を策定し、「水みどり新しい風キラッと福岡」を将来ビジョンとして、①美しい環境とゆとりのある住みよいまちづくり、②健やかで活力にあふれた豊かなまちづくり、③文化の薫り高くふれあいのあるまちづくり等に取り組んできた。こうしたまちづくりのビジョンや主要なプランは、新高岡市の「新市建設計画」、「高岡市総合計画」にも継承されるとともに、合併後に設置された福岡地域審議会においても地域発展や地域課題解決に係る協議が継続的に進められてきた。しかし、合併から5年が経過し、少子高齢化、過疎化(限界集落対策等)、地域活性化等、合併後に深刻化する地域課題もみられる。また、福岡中央地区都市再生事業など合併後の新たなまちづくりも進展してきている。こうしたなかで、「エコ」をテーマにしたまちづくりは、近年、急速にクローズアップされ、世帯アンケート調査、各種団体調査結果等みても、福岡町地域においても、その取組の必要性・重要性が認識されている。しかし、エコをテーマとしたまちづくりについては、福岡町地域として十分な検討や合意形成、将来ビジョンの確保などが十分に行われていない。

今後のまちづくり

新たな地域課題・まちづくりテーマに対応したビジョンをもったまちづくりへ

イ 地域資源の活用とネットワーク化の促進

福岡町地域は、豊かな自然、伝統ある文化・産業等を背景に、福岡の菅笠、福岡鯉等のブランド力の高い特産品を生産してきた。また、全国からの集客を呼ぶつくりもんまつりをはじめ独自性のある行事・イベントも地域住民自らが創出・運営を行ってきた。また、近年では、ミュゼふくおかカメラ館等の新しい文化発信施設の整備も進められてきている。

しかし、生活様式や産業構造の変化等から、伝統的な菅笠、錦鯉等の需要が低迷し、かつては大きな繁栄をみせた中心地区である旧北陸街道一体が空洞化し、大きな地域的課題となっている。また、特産である菅や鯉等も住民生活から縁遠い存在となってきている

菅笠や錦鯉等の未活用資源・潜在資源の存在を認識し、地域の人・モノ・組織・地区等を相互連携・協力させることで、地域が有する資源を結びつけるような、地域資源のネットワーク化の促進を図るまちづくりが必要となる。

今後のまちづくり

地域が有する独自の資源をより一層活用したまちづくりへ

ウ 中心地区と周辺地区の地域課題やエコ意識に差異

福岡町地域の沿革をみると、かつては福岡町、山王村、大滝村、西五位村、五位山村、赤丸村の6町村に別れ、各町村が独自の歴史や地域性を育んできた。現在でも、6地区は旧町村時代の生活習慣、伝統文化を継承し、独自の地域資源を有している。また、中山間地区、農業地区、商業地区、工業地区などの地域特性の多様性もあり、同じ福岡町にあっても生活課題、地域課題が必ずしも一致していない。特に近年大規模なまちづくりが進む中心地区とその他の周辺地区では、まちづくりの方向や地域資源活用の考え方、エコに対する意識に違いがみられる。

今後のまちづくり

中心地区と周辺地区が連携・連動したまちづくりへ

2 「地域主導のエコまちづくり」の基本的考え方・目的

(1) 「地域主導のエコまちづくり」の基本的考え方

市民の多様なライフステージにおいて、また、地域社会の振興や発展を目指したまちづくりにおいて、地球環境・地域環境に配慮したエコの取組が極めて重要となってきている。福岡町地域のエコに対する意識や関心は、世帯アンケート調査、団体ヒアリング調査の結果などをみても極めて高く、住民をはじめ地域社会を構成する自治会、企業、各種団体等においてもエコの取組が活発化する傾向にある。また、合併後の福岡町地域は、駅前開発、中心地区の活性化など、地域の振興や発展に向けた新たなまちづくりが進められており、こうした将来に向けたまちづくりのなかへ、エコの視点や取組を積極的に導入・活用し、高岡市全体のモデルとなるエコモデル地区の形成が期待されている。

こうした中で、福岡町地域で実効性のあるエコまちづくりを進展させていくためには、「人が考えたエコ」、「人に決めてもらうエコ」、「人にやってもらうエコ」ではなく、地域住民が「自ら考え、決定し、実行・実践するエコ」が展開されることが重要となっている。

みんなで手をつなぐ「エコの町"福岡"」

上記に基づき、①住民が主役のエコ、② 生活を起点とした成果が実感できるエコ、③ "福岡"から高岡市全体へ拡大するエコの3つを、福岡町地域で展開するエコ活動の基本的考え方とする。

① 住民が主役のエコ

住民が考え、行動する住民主役型のエコ活動を展開する。住民協働の視点から、地元住民だけではなく、地域の企業、団体、行政などが総合的なエコ活動に取り組んでいく。

② 生活を起点とした成果が実感できるエコ

生活の基盤である家庭をはじめ、職場、学校、地域社会など、住民の日常生活を起点にエコ活動を 展開し、エコの成果が実感・体感できる社会づくりに取り組んでいる。

③ 「エコの町 "福岡"」から高岡市全体へ拡大するエコ

「エコの町 "福岡"」をテーマに、未来に向けた新しい福岡のまちづくりを進めていく。エコを通じたまちづくりの小さな成功・成果を積み上げ、地域の実情に沿った福岡独自のエコやまちづくりを実現していく。また、こうした福岡の成果・成功を、高岡市のモデルとして、基本的な考え方や具体的な取組手法の成果を市域全体に拡大していく。

図表6-1 福岡町地域の現状と課題と「地域主導のエコまちづくり」の考え方

福岡町地域のエコに係る環境

- ○住民の高い関心や豊富な情報をエコ活 動に結びつける環境づくり
- ○エコ活動を阻むボトルネックを社会的 に解消できる環境づくり
- ○自主的なエコに取り組む社会的インセ
- ンティブを整備した環境づくり 〇ライフステージの特性に応じた環境づ < 1)

福岡町地域のまちづくり

- 〇新たな地域課題·まちづくりテーマに 対応したビジョンをもったまちづくり
- ○地域が有する独自の資源をより一層活 用したまちづくり
- 〇中心地区と周辺地区が連携・連動した まちづくり

福岡町地域の「地域主導によるエコまちづくり」

"福岡"」(仮案) みんなで手をつなぐ「エコの町

住民が主役のエコ

生活を起点とした 成果が実感できるエコ

「エコの町"福岡"」から 高岡市全体へ拡大するエコ

高岡市環境基本計画(平成22年3月)

健やかで 美しく 豊かな環境共生のまち

高岡市総合計画(平成19年9月)

水・みどり・人 光り輝く躍動のまち 高岡

高岡市の上位・関連計画

(2) 「地域主導のエコまちづくり」の目的

「地域主導のエコまちづくり」により、3つの目標、①エコライフの推進、②エコによる地域活性 化の推進、③エコの町"福岡"の実現を目指す。



■ 目標 1 エコライフの推進

地球環境・地域環境に配慮した新しい生活スタイルの確立

地球環境の悪化に歯止めをかける取組は、国際社会レベル、国レベルでの取組だけでは不十分であり、市町村レベルでの取組の徹底が今後一層求められている。特に企業・工場などの取組と比較して、家庭や地域社会の取組が遅れていることが指摘されており、今後、生活レベル、まちづくりレベルでの取組の徹底がより一層求められることになる。こうした取組として、CO2の排出削減など、地球環境・地域環境に配慮した取組の拡充や社会的仕組みやライフスタイルを改善していく"エコ化"が注目を集めている。

これらの社会的動向を踏まえ、福岡町地域では、他地域に先行して住民一人ひとりが、家庭一つひとつが、地域や職場・学校のそれぞれが、"ライフスタイルのエコ化"、すなわち地球環境・地域環境に配慮した新たな生活スタイルの確立を目指す。

"エコ化"の視点から、住民自らが身近な家庭・学校・職場などにおける既存の生活スタイルを点検・見直し、正しい情報・知識・方法などに基づく省エネ、創エネ、ごみ減量化等のエコの取組を積極的に取り入れ、地産地消や歩行型社会を目指す、地球環境・地域環境に配慮した新しい生活スタイルへの転換や構築を図る。



エコによる地域活性化の推進

Tコを活用した新たな暮しやすさや地域活性化の実現

エコの取組が、家庭レベルでは新たなコストや手間を招いたり、まちづくりレベルでは地域の経済的発展にブレーキをかけるといった意見も一部でみられる。こうした懸念を解消し、家庭や地域社会において、エコまちづくり、エコ活動が積極的・持続的に展開されていくためには、取組や実践の成果として、暮しやすさの拡充や地域の発展を住民や地域社会が実感・体感できることが重要である。地球環境等への配慮の視点だけではなく、暮しやすさの向上、地域活性化の視点からエコに取り組み、家庭や地域社会の利便性、快適性、安全性の向上、新たな地域の活性化に成功している地域もみられる。

福岡町地域においても、家庭や地域社会、まちづくりに多彩で実用性のあるエコの導入・実践を進め、新たな暮しやすさや地域活性化の実現を図っていく。



地域社会全体で効率的・効果的なエコまちづくりの推進

福岡町地域で取り組まれているエコ活動が、個人レベル、地区レベルで完結するのではなく、活動を通じて得られた知識、ノウハウ、ネットワークなどの成果が、個人から家庭や職場へ、地区から福岡町地域や高岡市全域へと波及・拡充されていくことが重要である。特にCO2等の地球温暖化ガスの排出抑制などでは、地域社会全体で効率的・効果的な仕組みを構築し、地域協働の観点から総合的な取組を展開することで、より大きな成果を生み出すことが可能となる。

近年、効率的・効果的なエコの仕組みを構築し、エココミュニティ、エコスクール、エコタウン、エコシティ等の実現に向け、地域全体がエコ活動やエコまちづくりの取組を進める都市や地域が増加してきている。こうした効率的・効果的なエコまちづくりには、家庭、職場・学校などの環境整備を図り、さまざまな生活単位で効率的・効果的なエコ活動が実行・実現され、それらを地域社会全体に有機的・総合的に結びつけていくプロセスが重要である。福岡町地域においても、個人や家庭レベルでの効率的なエコ化を社会的に積み上げていき、地域社会全体の効率的・効果的なエコまちづくり、すなわち「エコの町"福岡"」の実現を目指していく。

(3) 「地域主導のエコまちづくり」の実現のステップ

3つの目標に向けたエコまちづくりが、相互の連動性・連携性をもって展開され、地域主導のエコまちづくりの理念である「みんなで手をつなぐエコの町 "福岡"」の実現を目指す。

エコライフの推進により 新たなライフスタイルを構築 ■目標 1 ₹目標2 エコライフの推進 エコによる 地域活性化の推進 草の根のエコ活動が 社会全体のエコに 住民や地域社会が エコを通じた 豊かさ・快適さ・活力を実感 「目標3 エコの町"福岡"の実現 エコを通じて、新しい"福岡"のまちづくりへ みんなで手をつなぐ「エコの町 "福岡"」

図表6-2 「地域主導のエコまちづくり」の3つ目標

3 「地域主導のエコまちづくり」の視点

まちづくりのプロセスは、①企画・スタート段階(Plan)、②事業等の実施段階(Do)、③事業等の成果が得られる達成段階(See)、④最後に事業の実施や達成された成果を点検・見直す段階(Check)の4段階(=PDSC段階)に分けることができる。「地域主導のエコのまちづくり」においても、こうしたまちづくりの各プロセスのなかに、住民が適切に関わり、まちづくりの目的や方向性の合意形成・意思決定を進めたり、事業等の進捗過程において適切に意見・意向を反映させることが重要である。

地域主導の観点から、各プロセスにおける住民の関わり方を整理すると次のとおりとなる。

企画・計画段階	住民や地域社会の発案やアイデアを、福岡町地域のエコの理念や具 体的活動として実現していく
実施段階	子どもから高年齢者まで、多様な地域住民が家庭や地域社会、学校、 職場などを舞台に自主的・主体的なエコ活動に参加し、取り組む。
達成段階	エコの町づくりやエコ活動の成果や効果を、家庭や職場・学校、地域社会などの身近な生活の場で実感・体感する
点検・見直し段階	今後のエコ活動の展開に向け、目的・手法・成果などの見直しや点 検を行い、より実効性のあるエコ活動へリニューアルしていく

Plan

地域の発案や
アイデアの実現が可能

福岡町地域の
エコの問題・課題

Check

取組の成果・効果の検証
目的や方法の見直し

「家庭、地域、職場、学校等)で成果・効果が実感可能

図表6-3 「地域主導のエコのまちづくり」の考え方

4 「地域主導のエコまちづくり」に向けた環境づくり

地域社会が一体となった効果的・効率的なエコ活動の推進やエコまちづくりの推進を図っていくためには、住民をはじめ地域社会の構成員やまちづくりの担い手のエコに対する関心や意欲を積極的に引き出していくための社会的環境づくり= "エコ環境づくり"が重要である。

世帯アンケート調査、各種団体ヒアリング調査及び住民参加ワークショップの提言を踏まえ、福岡町地域において、今後のエコまちづくりを本格化するためには、次の4つの環境づくりが必要となる。

環境づくり ① エコやまちづくりの担い手がエコを考え、行動するための場づくり

環境づくり ② 地域社会とエコやまちづくりの専門家等との連携強化

環境づくり ③ エコのまちづくりに必要な地域の資源づくり

環境づくり ④ エコの推進による福岡町地域の住民共通の将来像の共有化

環境づくり ① エコやまちづくりの担い手がエコを考え、行動するための場づくり

まちづくりの実現において地域協働の視点が重要となっている。エコまちづくりにおいても、住民や地域社会が目標や情報を共有し、協働を通じた取組のなかから活動を展開していくことが望ましい。しかし、福岡町地域では、住民をはじめとする社会の構成員が、身近な場でエコについて協議・検討を行う場や機会が不足している。また、まちづくりやエコ活動には、社会の多様なステークホルダーが関係しているが、こうした関係者が一堂に会する場も整備されていない。そこで、エコに関心をもつ誰もが参加できるプラットフォーム型の協議・検討の場や機会を整備する必要がある。協議・検討の場としては、身近な生活圏(自治会・小学校区単位等)における協議・検討の場、福岡町地域全域を対象とした広域的な協議・検討の場、地域活性化などの特定のテーマや課題について協議・検討する場などが考えられる。

環境づくり ② 地域社会とエコやまちづくりの専門家等との連携強化

世帯アンケート調査、自治会アンケート調査、各種団体ヒアリング調査をみると、今後のエコ活動やエコまちづくりを進めていくための条件として、エコについての専門的な知識やノウハウの確保、エコに精通した専門家(専門機関)等との連携を求める声が強かった。これまでの福岡町地域のまちづくりにおいては、富山大学や東京大学等の専門家との連携によって事業等を展開してきた実績はあるものの、エコ活動やエコまちづくりの分野においては、専門家等との連携の強化がより一層必要な状況にある。このため、課題解決や必要な情報の確保など、地域の自立的な対応力を高めていく観点から、大学、専門機関、エキスパート等のエコやまちづくりの専門家等の連携を強化する。

環境づくり ③ エコのまちづくりに必要な地域の資源づくり

エコ活動やまちづくり活動には、人・組織・モノ、情報・予算等のさまざまな資源が必要となる。 世帯アンケート調査、自治会アンケート調査等みても、こうした地域資源の不足、特に人材開発の必 要性を指摘する声が大きい。しかし、すべての資源が確保されてからエコ活動、まちづくり活動を行 うことは現実的ではないため、エコ活動の実践を通じながら、地域の人材育成、エコやまちづくりに 係る情報収集、必要となる財源確保等の資源づくりを進めていくことが重要である。こうした資源づ くりについては、行政(高岡市)が適切な支援等を行い、地域に必要な資源の確保が容易化するよう 努める必要がある。

環境づくり ④ エコの推進による福岡町地域の住民共通の将来像の共有化

まちづくりにおいては、住民をはじめ社会全体で共通の理念や目標を共有化していくことが必要である。また、理念や目標の実現にあたっては、地域の現状と課題を踏まえながら、必要な事業や取組を着実に進展させていくための計画づくりも不可欠なものとなっている。

福岡町地域では、エコのまちづくりとしてどのような理念や目標を地域社会が合意・共有していくのか、また、実現に向けた取組や役割分担をどのように図っていくのかについては、社会的な理解や合意が十分に図られていない。したがって、福岡町地域がエコまちづくりを進めていくための重要な環境づくりとして、エコ活動やエコまちづくりの理念・目標の確保、目指すべきまちづくりの将来像の共有化等を進めていく必要がある。こうした環境づくりの方向としては、地域住民自らが、エコまちづくりの計画書づくりを行ったり、計画書等で掲げた理念・目標の住民向けの啓発や普及等を自主的に展開していくことなどが求められる。

5 「地域主導のエコまちづくり」の展開方向

「地域主導のエコのまちづくり」として、下記の展開方向から福岡町地域の3つのエコのまちづくりを実現する。

展開方向 ① 住民自らが考え、取り組むエコのまちづくり

展開方向② 福岡の個性や特徴を活かしたエコのまちづくり

展開方向 ③ エコを活かした未来に向けた福岡のまちづくり

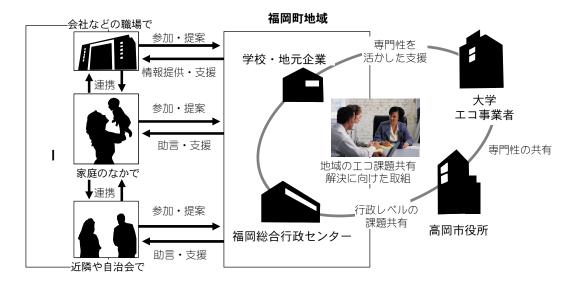
4つの環境づくりを推進 エコやまちづくりの 地域社会と エコやまちづくりの エコのまちづくりに エコの推進による 担い手がエコを考え、 必要な地域の 住民共通の 行動するための 専門家の連携強化 資源づくり 将来像の共有 場づくり 福岡町地域 住民 地域主導のエコまちづくり 多様 高岡市 福岡町地域の 担 コまちづくりについて 自治会まちづくり 福岡町地域の 計画 地域協働型の くり組織 エコまちづくりに 丰 検討·意見集約 必要な資源づくり 福岡町地域 地域社会とエコやまちづくり専門家 企業・経済団体 との連携強化 社会的支援 組織 福岡町地域 大学・NPO等 将来像の共有 (エコビジョン) エコ・まちづくり専門家 (富山大等) 参加 考え・行動するための場 住民自らが考え、取り組む 福岡の個性や特徴を活かした エコを活かした エコのまちづくり エコのまちづくり 未来に向けた福岡のまちづくり

図表6-4 「地域主導のエコまちづくり」に向けた環境づくりと展開方向の考え方

展開 ① 住民自らが考え、取り組むエコのまちづくり

住民の視点、生活者の視点から、住民自らが、家庭、地域社会、学校、職場等でエコ活動を展開していく。子どもから高齢者まで、すべての住民が考え、取り組むことが重要であり、住民生活に身近で関心の高いテーマである「低炭素化社会づくり」(省エネ、CO2 排出抑制等)、「循環型社会づくり」(リサイクル、ごみの減量化)、「美しいまちづくり」(地域美化、緑化等)の実践を念頭に、①家庭から広げるエコ、②地域で取り組むエコ、③社会で共有するエコの3つを展開していく。

また、住民の主体的な取組を推進したり、福岡町地域全体で課題を共有したりするため、行政(高岡市)、大学等の専門機関との連携づくり等も検討していく。



図表6-5 「住民自ら考え、取り組むエコのまちづくり」の展開イメージ

住民自らが考え、取り組むエコのまちづくり

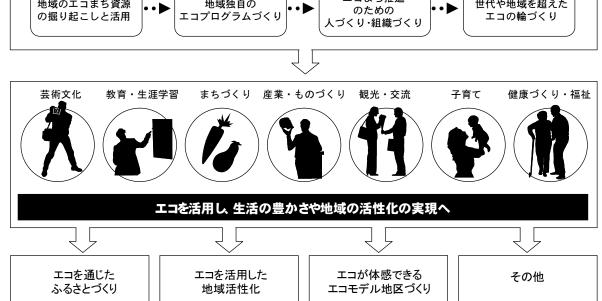
展開 2 福岡の個性や特徴を活かしたエコのまちづくり

持続性のあるエコ活動やエコまちづくりを展開していくためには、活動やまちづくりの成果や効果が、暮しやすさや地域活性化といった目に見える形で達成されることが望ましい。このためには、福岡町地域の個性や特徴を活かしたエコまちづくりを展開し、地域の生活課題に即したエコ活動の成果づくりやこれまで地域が進めてきたまちづくりへエコの視点や手法を導入して、新たな活性化を創出するなどの展開が考えらえられる。

福岡町地域には、住民をはじめさまざまなまちづくりの担い手が存在し、それぞれがエコ活動・エコまちづくりを展開していくための独自の資源(人・モノ・資金等)を有している。こうした担い手が有する資源等をエコまちづくりに活かした取組を進め、①エコを通じたふるさとづくり、②エコを活用した地域活性化、③エコが体感できるエコモデル地区づくりを展開していく。

図表6-6 「福岡の個性や特徴を活かしたエコのまちづくり」の展開イメージ

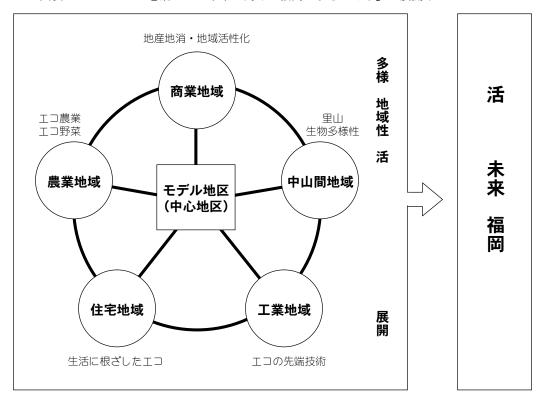
さまざまなまちづくり主体が さませる1000 mg (人・モノ・資金等) 有する資源 (人・モノ・資金等) を活用 大学 (富山大) 環境団体・グループ 経済団体・企業 行政 (高岡市) **企画・プランニング** 目標・イベント・活動) 地域コンテンツ 文化芸術施設・拠点 文化財・自然 エコ資源 人材・組織・ノウハウ・資金) (J/tx--ル・ミュゼふくおかカメラ館等) 住民・地域社会が有するエコまちづくりに貢献可能な地域力 エコまち推進 地域のエコまち資源 地域独自の 世代や地域を超えた のための エコプログラムづくり の掘り起こしと活用 エコの輪づくり 人づくり・組織づくり



展開 ③ エコを活かした未来に向けた福岡のまちづくり

福岡町地域には、中山間地域、農村地域、商業地域、工業地域と多様な地域性を有しており、こうした個性ある地域が独自のエコ活動やまちづくりを進めていことによって、エコを活かした未来の福岡のまちづくりが可能となる。

①工業地域等が中核となりながら、立地する地域のエコ産業を活かした先進的なまちづくりの実現、②中山間地域や農業地域が森林や里山文化を活かしたまちづくりの実現、③福岡中心地区がエコを活かした先端的なまちづくり、効率的なエコタウンづくりの実現などが考えられる。



図表6-7 「エコを活かした未来に向けた福岡のまちづくり」の展開イメージ